

第71号議案

令和6年12月19日
任用給与課

東京都人事委員会規則の一部改正等について（給与関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則の一部改正については別添1のとおり一部改正し、施行する。

下記Ⅱの東京都規則等の一部改正については、申請（別添2）のとおり承認し、下記Ⅲの人事委員会承認事項の一部改正等については、申請（別添3）のとおり承認する。

記

Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正（別添1）

- 1 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

Ⅱ 東京都規則等の一部改正（別添2）

- 1 宿日直手当支給規程の一部改正（知事）
- 2 宿日直手当支給規程の一部改正（教育）
- 3 学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- 4 宿日直手当支給規程の一部改正（警視）
- 5 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 6 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 7 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正
- 8 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 9 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 10 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 11 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

- 12 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則
- 13 学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正等（別添３）

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外８任命権者）
- 3 会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（知事外７任命権者）
- 4 保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて（知事・教育委員会）
- 5 病院又は診療所において医療業務に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて（新設）

I 東京都人事委員会規則の一部改正

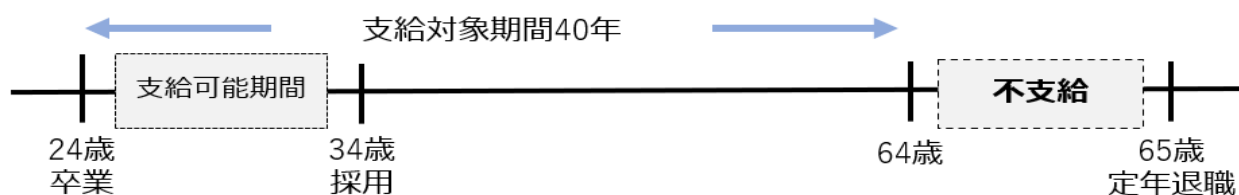
1 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

給料表の改定等を踏まえ、所要の改正を行う。

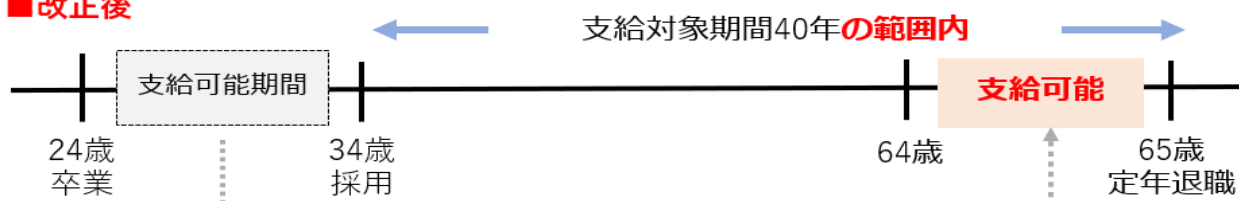
項 目 該 当 条 文	内 容
支給期間及び 支給額 第6条第2項（新設） 第7条	【経験者の医師等に係る支給期間の特例措置に関する規定整備】 ○ 経験者の医師等について、手当の通算支給期間を40年の範囲内で卒後40年目以降も支給可能とする特例規定を整備 ○ その者の初任給調整手当の支給期間及び月額については、人事委員会が別に定める。 【第6条第2項新設に伴う文言整備】 ○ 第7条中「前条」について、「第6条第1項」を示すよう文言整備
別表第1	【給料表の改定に準じた支給月額の引上げ】 別表第1（医師・歯科医師） （例）1年目から20年目までの支給額 306,900 円→315,200 円（島しょ保健所）
付 則 付則別表第1	【給料表の改定に準じた支給月額の引上げ】 付則別表第1（医師・歯科医師：7割の額） （例）1年目から20年目までの支給額 188,000 円→193,000 円（都外施設）
施 行 期 日 附則第1項 附則第2項	公布の日（令和6年12月24日予定） ただし、第6条第2項及び第7条の改正については、令和7年4月1日 令和6年4月1日遡及適用
内 払 附則第3項	令和6年4月1日から公布日の前日までに改正前の規則により支払われた初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

【参考】第6条第2項関係（支給期間延長に係る見直し）

■改正前



■改正後



Ⅱ 東京都規則等の一部改正

1 宿日直手当支給規程の一部改正（知事）

給料表の改定を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容				
宿日直手当の支給 対象となる勤務及 び支給額 第2条	【給料表の改定に準じた支給額の引上げ】 (勤務1回の額)				
	区 分		改正前	改正後	改定額
	管理宿直 ※1	5時間以上	6,000 円	6,100 円	100 円
		5時間未満	3,000 円	3,050 円	50 円
	業務宿直 ※2	5時間以上	6,600 円	6,700 円	100 円
		5時間未満	3,300 円	3,350 円	50 円
	医師宿直 ※3	5時間以上	30,000 円	30,000 円	0 円
		5時間未満	15,000 円	15,000 円	0 円
	※1 緊急又は非常の事態に備えて待機する勤務等 ※2 入所施設に勤務する保育士が、入所者の生活介助等を行う勤務等 ※3 病院等に勤務する医師が行う救急患者の診療等の勤務				
	施 行 期 日 附則第1項	公布の日（令和6年12月24日予定） 令和6年4月1日遡及適用			
内 払 附則第2項	令和6年4月1日から施行の日の前日までに改正前の訓令により支払われた宿日直手当は、改正後の訓令の規定による宿日直手当の内払とみなす。				

2 宿日直手当支給規程の一部改正（教育）

3 学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「1」と同様の改正を行う。

4 宿日直手当支給規程の一部改正（警視）

給料表の改定を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																									
宿日直手当の支給 対象となる勤務及 び支給額 第2条	【給料表の改定に準じた支給額の引上げ】 (勤務1回の額) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改定額</th></tr><tr><td rowspan="2">本部当直 ※1</td><td>5時間以上</td><td>6,000円</td><td>6,100円</td><td>100円</td></tr><tr><td>5時間未満</td><td>3,000円</td><td>3,050円</td><td>50円</td></tr><tr><td rowspan="2">学校当直 ※2</td><td>5時間以上</td><td>6,100円</td><td>6,200円</td><td>100円</td></tr><tr><td>5時間未満</td><td>3,050円</td><td>3,100円</td><td>50円</td></tr><tr><td rowspan="2">本署当直 ※3</td><td>5時間以上</td><td>7,800円</td><td>7,900円</td><td>100円</td></tr><tr><td>5時間未満</td><td>3,900円</td><td>3,950円</td><td>50円</td></tr><tr><td rowspan="2">島部当直 ※4</td><td>5時間以上</td><td>6,600円</td><td>6,700円</td><td>100円</td></tr><tr><td>5時間未満</td><td>3,300円</td><td>3,350円</td><td>50円</td></tr></table> ※1 警視庁本部等における当直 ※2 警察学校における当直 ※3 警察署における当直 ※4 島部警察署における当直	区 分		改正前	改正後	改定額	本部当直 ※1	5時間以上	6,000円	6,100円	100円	5時間未満	3,000円	3,050円	50円	学校当直 ※2	5時間以上	6,100円	6,200円	100円	5時間未満	3,050円	3,100円	50円	本署当直 ※3	5時間以上	7,800円	7,900円	100円	5時間未満	3,900円	3,950円	50円	島部当直 ※4	5時間以上	6,600円	6,700円	100円	5時間未満	3,300円	3,350円	50円
区 分		改正前	改正後	改定額																																						
本部当直 ※1	5時間以上	6,000円	6,100円	100円																																						
	5時間未満	3,000円	3,050円	50円																																						
学校当直 ※2	5時間以上	6,100円	6,200円	100円																																						
	5時間未満	3,050円	3,100円	50円																																						
本署当直 ※3	5時間以上	7,800円	7,900円	100円																																						
	5時間未満	3,900円	3,950円	50円																																						
島部当直 ※4	5時間以上	6,600円	6,700円	100円																																						
	5時間未満	3,300円	3,350円	50円																																						
施 行 期 日 附則第1項	公布の日（令和6年12月24日予定） 令和6年4月1日遡及適用																																									
内 払 附則第2項	令和6年4月1日から施行の日の前日までに改正前の訓令により支払われた宿日直手当は、改正後の訓令の規定による宿日直手当の内払とみなす。																																									

5 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料表の改定を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																																								
範 囲 及 び 額 第 2 条第 2 項表	【支給額の改正】 給料表改定を踏まえ支給額を改定 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改定額</th></tr><tr><td colspan="2">一</td><td>17,400円</td><td>17,800円</td><td>400円</td></tr><tr><td colspan="2">二</td><td>21,700円</td><td>22,200円</td><td>500円</td></tr><tr><td colspan="2">四</td><td>30,100円</td><td>30,900円</td><td>800円</td></tr><tr><td colspan="2">六</td><td>38,200円</td><td>39,200円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td colspan="2">七</td><td>38,400円</td><td>39,400円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">八</td><td>(1)</td><td>38,400円</td><td>39,400円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>(2)</td><td>34,600円</td><td>35,500円</td><td>900円</td></tr><tr><td rowspan="4">九</td><td>(1)</td><td>1,600円</td><td>1,600円</td><td>0円</td></tr><tr><td>(2)</td><td>1,700円</td><td>1,700円</td><td>0円</td></tr><tr><td>(3)</td><td>2,100円</td><td>2,100円</td><td>0円</td></tr><tr><td>(4)</td><td>3,500円</td><td>3,500円</td><td>0円</td></tr></table> 主な勤務場所、職務等(区分一～六 については、昼夜を通して行う業務に支給) 区分 一 児童相談センター 福祉 二 中部総合精神保健福祉センター 看護師 四 萩山実務学校 福祉 六 府中療育センター 看護師 七 食肉衛生検査所 一般技能等 八(1) 監察医務院 一般技能等 (2) 廃棄物埋立管理事務所 一般技能等 九 健康安全研究センター等 試験研究等	区分		改正前	改正後	改定額	一		17,400円	17,800円	400円	二		21,700円	22,200円	500円	四		30,100円	30,900円	800円	六		38,200円	39,200円	1,000円	七		38,400円	39,400円	1,000円	八	(1)	38,400円	39,400円	1,000円	(2)	34,600円	35,500円	900円	九	(1)	1,600円	1,600円	0円	(2)	1,700円	1,700円	0円	(3)	2,100円	2,100円	0円	(4)	3,500円	3,500円	0円
区分		改正前	改正後	改定額																																																					
一		17,400円	17,800円	400円																																																					
二		21,700円	22,200円	500円																																																					
四		30,100円	30,900円	800円																																																					
六		38,200円	39,200円	1,000円																																																					
七		38,400円	39,400円	1,000円																																																					
八	(1)	38,400円	39,400円	1,000円																																																					
	(2)	34,600円	35,500円	900円																																																					
九	(1)	1,600円	1,600円	0円																																																					
	(2)	1,700円	1,700円	0円																																																					
	(3)	2,100円	2,100円	0円																																																					
	(4)	3,500円	3,500円	0円																																																					
施 行 期 日 附則第 1 項	公布の日（令和 6 年12月24日予定） 令和 6 年 4 月 1 日に遡及して適用																																																								
内 払 附則第 2 項	令和 6 年 4 月 1 日から施行の日の前日までに改正前の規則により支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。																																																								

6 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職給料表の改定に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容																												
別 表 第 1	【支給額の改正】 教育職給料表改定に伴い支給額を改定 （１）特別支援学校に勤務する教育職員、実習助手及び寄宿舍指導員 <table><tr><th>職務の級</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改定額</th></tr><tr><td>1 級</td><td>11,700円</td><td>11,800円</td><td>100円</td></tr><tr><td>2 級</td><td>14,400円</td><td>14,400円</td><td>0円</td></tr><tr><td>3 級</td><td>14,900円</td><td>15,100円</td><td>200円</td></tr><tr><td>4 級</td><td>15,300円</td><td>15,500円</td><td>200円</td></tr><tr><td>5 級</td><td>15,800円</td><td>16,200円</td><td>400円</td></tr><tr><td>6 級</td><td>17,400円</td><td>17,700円</td><td>300円</td></tr></table> ※ 1 級から 4 級（改正後は 1 級及び 2 級）までの下位の号給は別の金額の定めがあり、同様に改正 【例】 1 級の場合（改正後） 以下の号給については、次の額とする。 1 号給 10,527円 	職務の級	改正前	改正後	改定額	1 級	11,700円	11,800円	100円	2 級	14,400円	14,400円	0円	3 級	14,900円	15,100円	200円	4 級	15,300円	15,500円	200円	5 級	15,800円	16,200円	400円	6 級	17,400円	17,700円	300円
職務の級	改正前	改正後	改定額																										
1 級	11,700円	11,800円	100円																										
2 級	14,400円	14,400円	0円																										
3 級	14,900円	15,100円	200円																										
4 級	15,300円	15,500円	200円																										
5 級	15,800円	16,200円	400円																										
6 級	17,400円	17,700円	300円																										

7 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正

給料表の改定に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容						
範 囲 及 び 額 第 2 条表	【支給額の改正】 給料表改定を踏まえ支給額を改定 <table><tr><td>改正前</td><td>改正後</td><td>改定額</td></tr><tr><td>19,500円</td><td>20,000円</td><td>500円</td></tr></table> ※ 警備第一課（特殊部隊）、警護課（政府等の要人警護）、捜査第一課（特殊犯捜査第一係～第三係）の業務に従事することを本務とし、かつ常態として専従する警察官に支給	改正前	改正後	改定額	19,500円	20,000円	500円
改正前	改正後	改定額					
19,500円	20,000円	500円					
施 行 期 日 附則第 1 項	公布の日（令和 6 年12月24日予定） 令和 6 年 4 月 1 日に遡及して適用						
内 払 附則第 2 項	令和 6 年 4 月 1 日から施行の日の前日までに改正前の規程により支払われた給料の調整額は、改正後の規程の規定による給料の調整額の内払とみなす。						

8 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会勧告等に伴う給与条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容																																									
成 績 率 第 3 条 の 4 第 1 項	【成績率の範囲の改正】 勤勉手当の支給割合を0.10月（定年前再任用短時間勤務職員は0.05月）引き上げることに伴う規定整備 （参考）支給額＝給与月額×期間率×<u>成績率</u> ○ 令和6年12月期の成績率の範囲 <table><tr><th rowspan="2">役職</th><th colspan="2">成績率の範囲</th><th rowspan="2">（参考：改正後） 条例に定める 支給割合</th></tr><tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><td>指定職</td><td><u>1.07800</u> ～ <u>1.4699</u></td><td>0.9900 ～ 1.3499</td><td>1.225 月</td></tr><tr><td>部長級</td><td>0 ～ 2.20</td><td>0 ～ 2.20</td><td>1.525 月</td></tr><tr><td>課長級</td><td>0 ～ <u>2.50</u></td><td>0 ～ 2.25</td><td>1.425 月</td></tr><tr><td>課長代理級</td><td><u>1.09025</u> ～ <u>1.80</u></td><td>1.00125 ～ 1.65</td><td rowspan="2">1.225 月</td></tr><tr><td>主任以下等</td><td><u>1.1025</u> ～ <u>1.70</u></td><td>1.0125 ～ 1.55</td></tr><tr><td rowspan="4">定年前再任用</td><td>指定職</td><td><u>0.5720</u> ～ <u>0.7799</u></td><td>0.5280 ～ 0.7199</td><td>0.65 月</td></tr><tr><td>管理職</td><td><u>0.6230</u> ～ <u>0.85</u></td><td>0.5785 ～ 0.90</td><td>0.70 月</td></tr><tr><td>監督職</td><td><u>0.5340</u> ～ 0.70</td><td>0.4895 ～ 0.70</td><td rowspan="2">0.60 月</td></tr><tr><td>一般職</td><td><u>0.5400</u> ～ 0.70</td><td>0.4950 ～ 0.65</td></tr></table>	役職	成績率の範囲		（参考：改正後） 条例に定める 支給割合	改正後	改正前	指定職	<u>1.07800</u> ～ <u>1.4699</u>	0.9900 ～ 1.3499	1.225 月	部長級	0 ～ 2.20	0 ～ 2.20	1.525 月	課長級	0 ～ <u>2.50</u>	0 ～ 2.25	1.425 月	課長代理級	<u>1.09025</u> ～ <u>1.80</u>	1.00125 ～ 1.65	1.225 月	主任以下等	<u>1.1025</u> ～ <u>1.70</u>	1.0125 ～ 1.55	定年前再任用	指定職	<u>0.5720</u> ～ <u>0.7799</u>	0.5280 ～ 0.7199	0.65 月	管理職	<u>0.6230</u> ～ <u>0.85</u>	0.5785 ～ 0.90	0.70 月	監督職	<u>0.5340</u> ～ 0.70	0.4895 ～ 0.70	0.60 月	一般職	<u>0.5400</u> ～ 0.70	0.4950 ～ 0.65
役職	成績率の範囲		（参考：改正後） 条例に定める 支給割合																																							
	改正後	改正前																																								
指定職	<u>1.07800</u> ～ <u>1.4699</u>	0.9900 ～ 1.3499	1.225 月																																							
部長級	0 ～ 2.20	0 ～ 2.20	1.525 月																																							
課長級	0 ～ <u>2.50</u>	0 ～ 2.25	1.425 月																																							
課長代理級	<u>1.09025</u> ～ <u>1.80</u>	1.00125 ～ 1.65	1.225 月																																							
主任以下等	<u>1.1025</u> ～ <u>1.70</u>	1.0125 ～ 1.55																																								
定年前再任用	指定職	<u>0.5720</u> ～ <u>0.7799</u>	0.5280 ～ 0.7199	0.65 月																																						
	管理職	<u>0.6230</u> ～ <u>0.85</u>	0.5785 ～ 0.90	0.70 月																																						
	監督職	<u>0.5340</u> ～ 0.70	0.4895 ～ 0.70	0.60 月																																						
	一般職	<u>0.5400</u> ～ 0.70	0.4950 ～ 0.65																																							
施 行 期 日 附則第1項 附則第2項	公布の日（令和6年12月24日予定） 令和6年12月1日から適用																																									

9 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「8」と同様の改正を行う。

10 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容			
勤 勉 手 当 の 支 給 割 合 算 定 に 係 る 成 績 率 第28条第1項	【会計年度任用職員の成績率の改正】 勤勉手当の支給割合を0.10月引き上げることに伴う規定整備 ○ 令和6年12月期の成績率の下限			
		成績率の下限		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合
		改正後	改正前	
	会計年度任用職員	11,147.5／10,000	10,237.5／10,000	1.225月
施 行 期 日 附則第1項 附則第2項	公布の日（令和6年12月24日予定） 令和6年12月1日から適用			

11 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

常勤職員の給与改定に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容			
勤勉手当の支給割合算定に係る成績率 第37条第1項	【時間講師の成績率の改正】 勤勉手当の支給割合を0.10月引き上げることに伴う規定整備 ○ 令和6年12月期の成績率の下限			
		成績率の下限		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合
		改正後	改正前	
	時間講師	11,147.5／10,000	10,237.5／10,000	1.225月
別 表 第 3	【報酬額（時間額）の改正】			
	経験年数	時間額		
		(改正前)	(改正後)	
	1年未満	1,900円	1,950円	
	1年以上2年未満	1,970円	2,020円	
	2年以上3年未満	2,040円	2,090円	
	3年以上4年未満	2,110円	2,160円	
	4年以上5年未満	2,180円	2,240円	
	5年以上6年未満	2,250円	2,310円	
	6年以上7年未満	2,330円	2,390円	
	7年以上8年未満	2,420円	2,480円	
	8年以上9年未満	2,510円	2,580円	
	9年以上10年未満	2,610円	2,680円	
	10年以上11年未満	2,690円	2,760円	
	11年以上12年未満	2,810円	2,880円	
	12年以上13年未満	2,900円	2,980円	
	13年以上14年未満	3,000円	3,080円	
	14年以上15年未満	3,090円	3,170円	
	15年以上16年未満	3,190円	3,270円	
	16年以上17年未満	3,290円	3,380円	
	17年以上	3,390円	3,480円	
施 行 期 日	公布の日（令和6年12月24日予定）			
	附則第1項	報酬額に係る改正は、令和6年4月1日遡及適用		
附則第2項	成績率に係る改正は、令和6年12月1日遡及適用			
内 払	この規則による改正前の規則の規定に基づいて時間講師に支払われた報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。			
	附則第3項			

12 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

常勤職員の給与改定に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容													
勤勉手当の支給割合算定に係る成績率 第41条第1項	【日勤講師の成績率の改正】 勤勉手当の支給割合を0.10月引き上げることに伴う規定整備 ○ 令和6年12月期の成績率の下限 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">成績率の下限</th><th rowspan="2">(参考：改正後) 条例に定める 支給割合</th></tr><tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><td>日勤講師</td><td>11,147.5／10000</td><td>10,237.5／10000</td><td>1.225月</td></tr></table>				成績率の下限		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合	改正後	改正前	日勤講師	11,147.5／10000	10,237.5／10000	1.225月	
	成績率の下限		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合											
	改正後	改正前												
日勤講師	11,147.5／10000	10,237.5／10000	1.225月											
別 表 第 3	【報酬額（月額）の改正】 <table><tr><th rowspan="2">一日の勤務時間</th><th colspan="2">報酬額</th></tr><tr><th>(改正前)</th><th>(改正後)</th></tr><tr><td>7時間45分</td><td>196,500円</td><td>201,600円</td></tr><tr><td>5時間</td><td>142,600円</td><td>146,300円</td></tr></table>			一日の勤務時間	報酬額		(改正前)	(改正後)	7時間45分	196,500円	201,600円	5時間	142,600円	146,300円
一日の勤務時間	報酬額													
	(改正前)	(改正後)												
7時間45分	196,500円	201,600円												
5時間	142,600円	146,300円												
施 行 期 日 附則第1項 附則第2項	公布の日（令和6年12月24日予定） 報酬額に係る改正は、令和6年4月1日遡及適用 成績率に係る改正は、令和6年12月1日遡及適用													
内 払 附則第3項	この規則による改正前の規則の規定に基づいて日勤講師に支払われた報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。													

13 学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

「I」の「1」と同様の改正を行う。

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正等

1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容																				
局 長 級 職 員 の 成 績 率 の 内 容 第 3	【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】 令和 6 年12月に支給する勤勉手当 (局長級) ・ 勤勉月数 1.125 月 (現行) → 1.225 月 (改正後) <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td><td><u>1.225 超～1.4699 月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td><u>1.13925～1.225 月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td><u>1.078 月</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、<u>1.225 月</u></td></tr> </tbody> </table> (改正前) <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td><td>1.125 超～1.3499 月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td>1.04625～1.125 月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td>0.990 月</td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.125 月</td></tr> </tbody> </table>	段階	成績率	上位	<u>1.225 超～1.4699 月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>1.13925～1.225 月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>1.078 月</u>	総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>1.225 月</u>		段階	成績率	上位	1.125 超～1.3499 月 の範囲で 支給の都度定める	中位	1.04625～1.125 月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.990 月	総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.125 月	
段階	成績率																				
上位	<u>1.225 超～1.4699 月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
中位	<u>1.13925～1.225 月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
下位	<u>1.078 月</u>																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>1.225 月</u>																					
段階	成績率																				
上位	1.125 超～1.3499 月 の範囲で 支給の都度定める																				
中位	1.04625～1.125 月 の範囲で 支給の都度定める																				
下位	0.990 月																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.125 月																					
定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率の内容 第 4	(定年前再任用・暫定再任用局長級) ・ 勤勉月数 0.60 月 (現行) → 0.65 月 (改正後) <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td><td><u>0.65 超～0.7799 月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td><u>0.6045～0.65 月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td><u>0.572 月</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、<u>0.65 月</u></td></tr> </tbody> </table> (改正前) <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td><td>0.6 超～0.7199 月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td>0.558～0.6 月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td>0.528 月</td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、0.6 月</td></tr> </tbody> </table>	段階	成績率	上位	<u>0.65 超～0.7799 月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>0.6045～0.65 月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>0.572 月</u>	総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>0.65 月</u>		段階	成績率	上位	0.6 超～0.7199 月 の範囲で 支給の都度定める	中位	0.558～0.6 月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.528 月	総務局長が別に定めるものの 成績率は、0.6 月	
段階	成績率																				
上位	<u>0.65 超～0.7799 月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
中位	<u>0.6045～0.65 月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
下位	<u>0.572 月</u>																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>0.65 月</u>																					
段階	成績率																				
上位	0.6 超～0.7199 月 の範囲で 支給の都度定める																				
中位	0.558～0.6 月 の範囲で 支給の都度定める																				
下位	0.528 月																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、0.6 月																					
附 則	令和 6 年12月24日から施行し、令和 6 年12月 1 日から適用する。																				

2 成績率の運用に関する要綱の制定について

(知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会)

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容																																		
行（一）5級等職員の成績率の内容 第4	【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】 令和6年12月に支給する勤勉手当 （部長級） ・ 勤勉月数 1.425月（現行） → 1.525月 <table><tr><th colspan="3"></th><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><th>段階</th><th>評価</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>最上位</td><td>5</td><td>10%</td><td rowspan="2">支給の都度定める （上限：2.20月）</td><td rowspan="2">支給の都度定める （上限：2.20月）</td></tr><tr><td>上位</td><td>4</td><td>20%</td></tr><tr><td>中位</td><td>3</td><td>50%</td><td>1.41825月</td><td>1.32525月</td></tr><tr><td>下位</td><td>2</td><td rowspan="2">20%</td><td>1.34200月</td><td>1.25400月</td></tr><tr><td>最下位</td><td>1</td><td>0月</td><td>0月</td></tr></table>				改正後	改正前	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：2.20月）	支給の都度定める （上限：2.20月）	上位	4	20%	中位	3	50%	1.41825月	1.32525月	下位	2	20%	1.34200月	1.25400月	最下位	1	0月	0月		
			改正後	改正前																															
段階	評価	配分	成績率	成績率																															
最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：2.20月）	支給の都度定める （上限：2.20月）																															
上位	4	20%																																	
中位	3	50%	1.41825月	1.32525月																															
下位	2	20%	1.34200月	1.25400月																															
最下位	1		0月	0月																															
行（一）4級等職員の成績率の内容 第5	（課長級） ・ 勤勉月数 1.325月（現行） → 1.425月 <table><tr><th colspan="3"></th><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><th>段階</th><th>評価</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>最上位</td><td>5</td><td>10%</td><td rowspan="2">支給の都度定める （<u>上限：2.50月</u>）</td><td rowspan="2">支給の都度定める （上限：2.25月）</td></tr><tr><td>上位</td><td>4</td><td>20%</td></tr><tr><td>中位（A）</td><td rowspan="2">3</td><td>10%</td><td rowspan="2">1.33950月</td><td rowspan="2">1.24550月</td></tr><tr><td>中位（B）</td><td>40%</td></tr><tr><td>下位</td><td>2</td><td rowspan="2">20%</td><td>1.26825月</td><td>1.17925月</td></tr><tr><td>最下位</td><td>1</td><td>0月</td><td>0月</td></tr></table>				改正後	改正前	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める （ <u>上限：2.50月</u> ）	支給の都度定める （上限：2.25月）	上位	4	20%	中位（A）	3	10%	1.33950月	1.24550月	中位（B）	40%	下位	2	20%	1.26825月	1.17925月	最下位	1	0月	0月
			改正後	改正前																															
段階	評価	配分	成績率	成績率																															
最上位	5	10%	支給の都度定める （ <u>上限：2.50月</u> ）	支給の都度定める （上限：2.25月）																															
上位	4	20%																																	
中位（A）	3	10%	1.33950月	1.24550月																															
中位（B）		40%																																	
下位	2	20%	1.26825月	1.17925月																															
最下位	1		0月	0月																															
行政系課長代理等職員の成績率の内容 第6	（課長代理級） ・ 勤勉月数 1.125月（現行） → 1.225月 <table><tr><th colspan="2"></th><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><th>段階</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>最上位</td><td>10%</td><td rowspan="2">支給の都度定める （<u>上限：1.80月</u>）</td><td rowspan="2">支給の都度定める （上限：1.65月）</td></tr><tr><td>上位</td><td>30%</td></tr><tr><td>中位</td><td rowspan="2">60%</td><td>1.16375月</td><td>1.06875月</td></tr><tr><td>下位</td><td>1.09025月</td><td>1.00125月</td></tr><tr><td>対象外</td><td></td><td>1.22500月</td><td>1.12500月</td></tr></table>			改正後	改正前	段階	配分	成績率	成績率	最上位	10%	支給の都度定める （ <u>上限：1.80月</u> ）	支給の都度定める （上限：1.65月）	上位	30%	中位	60%	1.16375月	1.06875月	下位	1.09025月	1.00125月	対象外		1.22500月	1.12500月									
		改正後	改正前																																
段階	配分	成績率	成績率																																
最上位	10%	支給の都度定める （ <u>上限：1.80月</u> ）	支給の都度定める （上限：1.65月）																																
上位	30%																																		
中位	60%	1.16375月	1.06875月																																
下位		1.09025月	1.00125月																																
対象外		1.22500月	1.12500月																																

行政系主任級以下 及び技能系等職員 の成績率の内容 第 7	(主任級以下及び技能系) ・ 勤勉月数 1.125月 (現行) → 1.225月 <table><tr><th colspan="2"></th><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><th>段階</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>上位</td><td>40%</td><td>支給の都度定める (<u>上限：1.70 月</u>)</td><td>支給の都度定める (上限：1.55 月)</td></tr><tr><td>中位</td><td rowspan="2">60%</td><td><u>1.1760 月</u></td><td>1.0800 月</td></tr><tr><td>下位</td><td><u>1.1025 月</u></td><td>1.0125 月</td></tr><tr><td>対象外</td><td></td><td><u>1.2250 月</u></td><td>1.1250 月</td></tr></table>			改正後	改正前	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (<u>上限：1.70 月</u>)	支給の都度定める (上限：1.55 月)	中位	60%	<u>1.1760 月</u>	1.0800 月	下位	<u>1.1025 月</u>	1.0125 月	対象外		<u>1.2250 月</u>	1.1250 月
		改正後	改正前																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (<u>上限：1.70 月</u>)	支給の都度定める (上限：1.55 月)																					
中位	60%	<u>1.1760 月</u>	1.0800 月																					
下位		<u>1.1025 月</u>	1.0125 月																					
対象外		<u>1.2250 月</u>	1.1250 月																					
定年前再任用管理 職員及び暫定再任 用管理職員の成績 率の内容 第 8	(定年前再任用・暫定再任用管理職員) ・ 勤勉月数 0.65月 (現行) → 0.70月 <table><tr><th colspan="2"></th><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><th>段階</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>上位</td><td>30%</td><td>支給の都度定める (<u>上限：0.85 月</u>)</td><td>支給の都度定める (上限：0.90 月)</td></tr><tr><td>中位</td><td rowspan="2">70%</td><td><u>0.65800 月</u></td><td>0.61100 月</td></tr><tr><td>下位</td><td><u>0.62300 月</u></td><td>0.57850 月</td></tr></table>			改正後	改正前	段階	配分	成績率	成績率	上位	30%	支給の都度定める (<u>上限：0.85 月</u>)	支給の都度定める (上限：0.90 月)	中位	70%	<u>0.65800 月</u>	0.61100 月	下位	<u>0.62300 月</u>	0.57850 月				
		改正後	改正前																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	30%	支給の都度定める (<u>上限：0.85 月</u>)	支給の都度定める (上限：0.90 月)																					
中位	70%	<u>0.65800 月</u>	0.61100 月																					
下位		<u>0.62300 月</u>	0.57850 月																					
定年前再任用行政 系課長代理等職員 及び暫定再任用行 政系課長代理等職 員の成績率の内容 第 9	(定年前再任用・暫定再任用課長代理級) ・ 勤勉月数 0.55月 (現行) → 0.60月 <table><tr><th colspan="2"></th><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><th>段階</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>上位</td><td>40%</td><td>支給の都度定める (上限：0.70 月)</td><td>支給の都度定める (上限：0.70 月)</td></tr><tr><td>中位</td><td rowspan="2">60%</td><td><u>0.57000 月</u></td><td>0.52250 月</td></tr><tr><td>下位</td><td><u>0.53400 月</u></td><td>0.48950 月</td></tr><tr><td>対象外</td><td></td><td><u>0.60000 月</u></td><td>0.55000 月</td></tr></table>			改正後	改正前	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限：0.70 月)	支給の都度定める (上限：0.70 月)	中位	60%	<u>0.57000 月</u>	0.52250 月	下位	<u>0.53400 月</u>	0.48950 月	対象外		<u>0.60000 月</u>	0.55000 月
		改正後	改正前																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限：0.70 月)	支給の都度定める (上限：0.70 月)																					
中位	60%	<u>0.57000 月</u>	0.52250 月																					
下位		<u>0.53400 月</u>	0.48950 月																					
対象外		<u>0.60000 月</u>	0.55000 月																					
定年前再任用行政 系主任級以下、定 年前再任用技能系 等職員、暫定再任 用行政系主任級以 下及び暫定再任用 技能系等職員の成 績率の内容 第 10	(定年前再任用・暫定再任用主任級以下及び技能系) ・ 勤勉月数 0.55月 (現行) → 0.60月 <table><tr><th colspan="2"></th><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><th>段階</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>上位</td><td>40%</td><td>支給の都度定める (<u>上限：0.70 月</u>)</td><td>支給の都度定める (上限：0.65 月)</td></tr><tr><td>中位</td><td rowspan="2">60%</td><td><u>0.5760 月</u></td><td>0.5280 月</td></tr><tr><td>下位</td><td><u>0.5400 月</u></td><td>0.4950 月</td></tr><tr><td>対象外</td><td></td><td><u>0.6000 月</u></td><td>0.5500 月</td></tr></table>			改正後	改正前	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (<u>上限：0.70 月</u>)	支給の都度定める (上限：0.65 月)	中位	60%	<u>0.5760 月</u>	0.5280 月	下位	<u>0.5400 月</u>	0.4950 月	対象外		<u>0.6000 月</u>	0.5500 月
		改正後	改正前																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (<u>上限：0.70 月</u>)	支給の都度定める (上限：0.65 月)																					
中位	60%	<u>0.5760 月</u>	0.5280 月																					
下位		<u>0.5400 月</u>	0.4950 月																					
対象外		<u>0.6000 月</u>	0.5500 月																					
附 則	令和 6 年12月24日から施行し、令和 6 年12月 1 日から適用する。																							

教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う。

3 会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

(知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会)

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容		
会計年度任用職員の成績率の内容 第4	【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】		
	令和6年12月に支給する勤勉手当 (会計年度任用職員)		
	・ 勤勉月数 1.125月（現行） → 1.225月		
	段階	改正後	改正前
	標準	支給の都度定める	支給の都度定める
	下位	1.11475 月	1.02375 月
	対象外	1.22500 月	1.12500 月
附 則	令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。		

教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う。

4 保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて

(知事・教育委員会)

公衆衛生医師の初任給調整手当について、特例の取扱いを承認する。

項 目	内 容																		
申 請 理 由	○ 地域住民の健康を支える中核的な役割を担う公衆衛生医師については、新型コロナウイルスを契機とした新興感染症の発生への備えから、今後保健所機能を強化する必要がある、その職責は高まってきている ○ 都では、社会医学系専門医要請プログラムの実施や、公衆衛生医師専用の採用ホームページのリニューアルなど、人材確保のために様々な取り組みを行っているが、公衆衛生医師の人材確保が困難な状況 ○ 保健所体制を強化し、東京都全域における保健衛生行政の水準を維持・向上していくため、人材確保が喫緊の課題となっている公衆衛生医師の初任給調整手当について、特例措置を申請																		
申 請 内 容	○ 初任給調整手当に関する規則第 10 条の規定に基づき申請 ○ 公衆衛生医師について、最上位の区分を適用し、初任給調整手当を支給 改正イメージ <table><tr><th>支給区分（本則）</th><th>支給区分（現状）</th><th>最高支給額（～20年目）</th></tr><tr><td>1 島しょ</td><td>1 島しょ</td><td>315,200円</td></tr><tr><td>2 都外公署</td><td>2 公衆衛生医師</td><td>275,700円</td></tr><tr><td>3 監察医務院等</td><td>3 監察医務院等</td><td>207,500円</td></tr><tr><td>4 保健所等</td><td>4 その他の施設等</td><td>179,800円</td></tr><tr><td>6 上記以外（本庁等）</td><td>6 上記以外（本庁等）</td><td>125,200円</td></tr></table>	支給区分（本則）	支給区分（現状）	最高支給額（～20年目）	1 島しょ	1 島しょ	315,200円	2 都外公署	2 公衆衛生医師	275,700円	3 監察医務院等	3 監察医務院等	207,500円	4 保健所等	4 その他の施設等	179,800円	6 上記以外（本庁等）	6 上記以外（本庁等）	125,200円
支給区分（本則）	支給区分（現状）	最高支給額（～20年目）																	
1 島しょ	1 島しょ	315,200円																	
2 都外公署	2 公衆衛生医師	275,700円																	
3 監察医務院等	3 監察医務院等	207,500円																	
4 保健所等	4 その他の施設等	179,800円																	
6 上記以外（本庁等）	6 上記以外（本庁等）	125,200円																	
適 用 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日																		

5 病院又は診療所において医療業務に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて（新設）

病院又は診療所において医療業務に従事する医師・歯科医師の初任給調整手当について、特例の取扱いを承認する。

項 目	内 容																		
申 請 理 由	○ 都においては、病院・診療所において医療業務に従事する医師・歯科医師について、採用後の能力向上のための研修の実施や優先的な学会等への派遣を行うなど当該職の魅力の向上に努めるとともに、これらの取組を業務説明会などで発信するなど、人材確保に向けた様々な取組を行っているが、人材確保が困難な状況 ○ 本年、民間の医師においては、診療報酬の改定に伴う賃上げに向けた動きがあり、このような民間の医師と競合関係にある病院・診療所において医療業務に従事する医師の人材確保については今後一層困難な状況になることが想定される ○ 今後、都として、都民の健康を支えると共に将来にわたり安定的な医療サービスを提供していくためにも、人材確保が困難となっている病院・診療所において医療業務に従事する医師・歯科医師を確保することは喫緊の課題となっていることから、病院・診療所において医療業務に従事する医師・歯科医師の初任給調整手当について、特例措置を申請																		
申 請 内 容	○ 初任給調整手当に関する規則第 10 条の規定に基づき申請 ○ 病院・診療所において医療業務に従事する医師・歯科医師について、上位の区分を適用し、初任給調整手当を支給 改正イメージ <table><tr><th>支給区分（本則）</th><th>支給区分（改正後）</th><th>最高支給額（～20年目）</th></tr><tr><td>1 島しょ</td><td>1 島しょ、公衆衛生医師</td><td>315,200円</td></tr><tr><td>2 都外公署</td><td>療育センター、精神保健福祉センター及びシティ・ホール診療所等</td><td>275,700円</td></tr><tr><td>3 監察医務院等</td><td>3 監察医務院等</td><td>207,500円</td></tr><tr><td>4 保健所等</td><td>4 その他の施設等</td><td>179,800円</td></tr><tr><td>6 上記以外（本庁等）</td><td>6 上記以外（本庁等）</td><td>125,200円</td></tr></table> （病院・診療所）	支給区分（本則）	支給区分（改正後）	最高支給額（～20年目）	1 島しょ	1 島しょ、公衆衛生医師	315,200円	2 都外公署	療育センター、精神保健福祉センター及びシティ・ホール診療所等	275,700円	3 監察医務院等	3 監察医務院等	207,500円	4 保健所等	4 その他の施設等	179,800円	6 上記以外（本庁等）	6 上記以外（本庁等）	125,200円
支給区分（本則）	支給区分（改正後）	最高支給額（～20年目）																	
1 島しょ	1 島しょ、公衆衛生医師	315,200円																	
2 都外公署	療育センター、精神保健福祉センター及びシティ・ホール診療所等	275,700円																	
3 監察医務院等	3 監察医務院等	207,500円																	
4 保健所等	4 その他の施設等	179,800円																	
6 上記以外（本庁等）	6 上記以外（本庁等）	125,200円																	
適 用 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日																		

東京都人事委員会 殿

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

東京都規則及び訓令の一部改正について（申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正を踏まえ、下記のとおり規則及び訓令の改正を行う必要があるため、改正後の給与条例第 9 条第 3 項、第 18 条の 2 第 4 項及び第 21 条の 2 第 4 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則及び訓令

- （1）職員の給料の調整額に関する規則（昭和 47 年東京都規則第 161 号）
- （2）職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）
- （3）宿日直手当支給規程（昭和 35 年東京都訓令甲第 43 号）

2 改正理由

給与条例の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

6 教 人 勤 第 213 号

令 和 6 年 12 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

学 校 職 員 の 宿 日 直 手 当 支 給 に 関 す る 規 則 の 改 正 等 に つ い て (申 請)

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正等に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第21条第4項等の規定に基づき承認方申請します。

名 称	番号	根拠規定	備考
学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第21条第4項	承認申請
宿日直手当支給規程の一部改正	教委訓令 第 号	職員の給与に関する条例第18条の2第4項	承認申請

監. 警. 給. 諸 第496号
令和6年12月18日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
緒 方 禎 己
(公 印 省 略)

宿日直手当支給規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号。以下「給与条例」という。）第18条の2第4項の規定に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する訓令
宿日直手当支給規程（昭和43年3月25日訓令甲第9号）
- 2 改正の理由
給与条例の一部改正を踏まえ、宿日直手当の支給額の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文等
別添のとおり

6 教 人 勤 第 197 号

令 和 6 年 12 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

学 校 職 員 の 給 料 の 調 整 額 に 関 す る 規 則 の 改 正 に つ い て (申 請)

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第11条第2項の規定に基づき承認方申請します。

監 警 給 審第6792号
令和6年12月18日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
緒 方 禎 己
(公 印 省 略)

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正について
(申請)

下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号。以下「給与条例」という。）第9条第3項の規定に基づき、承認の申請をします。

記

1 改正する訓令

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（平成7年3月31日訓令甲第16号）

2 改正の理由

給与条例の一部改正を踏まえ、額の改正を行う必要があるため

3 改正の内容

別添のとおり

4 施行年月日

令和6年12月24日

6 教 人 勤 第 201 号

令 和 6 年 12 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

(公 印 省 略)

学 校 職 員 の 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 則 の 改 正 に つ い て (申 請)

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第24条の2第2項の規定に基づき承認方申請します。

6 総人制第 775 号
令和 6 年 12 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 56 号）第 6 条第 4 項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）

2 改正の理由

職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）の一部改正を踏まえ、成績率の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

6 教人勤第 2 0 3 号

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則等の一部改正について（申請）

このことについて、常勤職員の給与の改定に伴い、別紙のとおり所要の改正を行う必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 6 条等の規定に基づき承認方申請します。

名称	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第6条第1項及び第8条の3第2項	承認申請
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第11条第1項及び第13条の3において準用する第8条の3第2項	承認申請

6 教 人 勤 第 200 号

令 和 6 年 12 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

(公 印 省 略)

学 校 職 員 の 初 任 給 調 整 手 当 に 関 す る 規 則 の 改 正 に つ い て (申 請)

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第11条の3第3項の規定に基づき承認方申請します。

6 総 人 人 第 1 7 8 0 号
令和 6 年 1 2 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 23 年 3 月 24 日付 22 人委任第 131 号承認）【別紙】

2 適用年月日

令和 6 年 12 月 25 日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

6 総 人 制 第 762 号
令和 6 年 12 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の
勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申
請いたします。

記

1 改正する要綱

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承
認）【別紙】

2 適用年月日

令和 6 年 12 月 24 日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

6 議 総 第 8 5 0 号
令和 6 年 1 2 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
宇田川 聡史
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正については、令和 6 年 12 月 18 日付 6 総人制第 762 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

6 監 総 第 5 9 2 号
令和6年12月18日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
茂 垣 之 雄
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和6年12月18日付6総人制第762号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

6 選 総 第 1 0 9 3 号
令和 6 年 1 2 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会委員長

澤 野 正 明
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 6 年 1 2 月 1 8 日付 6 総人制第 7 6 2 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

6 人委総第682号
令和6年12月18日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和6年12月18日付6総人制第762号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

6 東京漁調第 1 0 9 号
令和 6 年 1 2 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有 元 貴 文
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 6 年 12 月 18 日付 6 総人制第 762 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 16 年 11 月 24 日付 16 人委任第 114 号承認）

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項及び改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都教育委員会規則第 16 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 改正する要綱

（1）成績率の運用に関する要綱

（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

（2）教育職員等の成績率の運用に関する要綱

（平成 8 年 3 月 29 日付 7 人委任第 223 号承認）

2 適用年月日

令和 6 年 12 月 24 日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

監. 警. 給. 審第6784号
令和6年12月18日

東京都人事委員会 殿

警視総監
緒方 禎己
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

勤勉手当の成績率に関する運用要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）【別紙】

2 適用年月日

令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

6 人 職 第 1 1 4 5 号
令和 6 年 1 2 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東 京 消 防 庁
消防総監 吉田 義実
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 5 4 年東京都規則第 2 8 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（平成 1 5 年 3 月 2 5 日付 1 4 人委任第 2 1 6 号承認） （別紙）

2 適用年月日

令和 6 年 1 2 月 2 4 日から施行し、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

6 総 人 制 第 776 号
令和 6 年 12 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

- 1 改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和 6 年 3 月 21 日 5 人委任第 288 号承認）
- 2 改正案文
別紙のとおり
- 3 適用年月日
令和 6 年 12 月 24 日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

6 議 総 第 8 2 7 号
令和 6 年 12 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長

宇 田 川 聡 史
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

- 1 改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和 6 年 3 月 21 日 5 人委任第 288 号承認）
- 2 改正案文
別紙のとおり
- 3 適用年月日
令和 6 年 12 月 24 日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

6 監 総 第 5 9 0 号
令和 6 年 1 2 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
茂 垣 之 雄
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

- 1 改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和 6 年 3 月 21 日 5 人委任第 288 号承認）
- 2 改正案文
別紙のとおり
- 3 適用年月日
令和 6 年 12 月 24 日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

6 選 総 第 1 0 9 1 号
令和 6 年 1 2 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会委員長
澤 野 正 明
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

- 1 改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）
- 2 改正案文
別紙のとおり
- 3 適用年月日
令和 6 年12月24日から施行し、令和 6 年12月 1 日から適用する。

6人委総第648号
令和6年12月18日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第28条第1項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

- 1 改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和6年3月21日付5人委任第291号承認）
- 2 改正案文
別紙のとおり
- 3 適用年月日
令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

6 教総総第 1 9 6 1 号
令和 6 年 1 2 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会教育長
坂 本 雅 彦
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

- 1 改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和 6 年 3 月 21 日 5 人委任第 288 号承認）
- 2 改正案文
別紙のとおり
- 3 適用年月日
令和 6 年 12 月 24 日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

6 教人勤第 2 0 6 号

令和 6 年 12 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

時間講師及び日勤講師の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）第37条第1項及び改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）第41条第1項の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する要綱

講師の成績率の運用に関する要綱（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）

2 改正案文

別紙のとおり

3 適用年月日

令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

監.警.給.支2第6841号
令和6年12月18日

東京都人事委員会 殿

警視総監
緒方 禎 己
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第28条第1項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

1 改正する要綱

警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和6年3月21日5人委任第288号承認）

2 改正案文

別紙のとおり

3 適用年月日

令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

6 人 職 第 1 1 5 2 号
令和 6 年 1 2 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 吉田 義実
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正
する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 2 7 年
東京都規則第 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

1 改正する要綱

東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（令和
6 年 3 月 2 1 日 5 人委任第 2 8 8 号承認）

2 改正案文

別紙のとおり

3 適用年月日

令和 6 年 1 2 月 2 4 日から施行し、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

「保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する
初任給調整手当の取扱いについて」の一部改正について(申請)

標記の件について、下記のとおり承認事項を改正したいので、初任給調整手当に関する規則（昭和 38 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 10 条の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正対象

保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて（平成28年3月24日付27人委任第172号承認）

2 改正内容

別紙のとおり

3 改正理由

保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師（以下「公衆衛生医師」という。）は、保健・医療・福祉分野の各事業の政策判断において医師として医学的評価や判断を行うなど、保健衛生行政の根幹的な役割を担う職である。

地域住民の健康を支える中核的な役割を担う公衆衛生医師については、新型コロナウイルスを契機とした新興感染症の発生への備えから、今後保健所機能を強化する必要があり、その職責は高まってきている。

都では、社会医学系専門医要請プログラムの実施や、公衆衛生医師専用の採用ホームページのリニューアルなど、人材確保のために様々な取り組みを行っているが、公衆衛生医師の人材確保が困難な状況である。

今後、都として、保健所体制を強化し、東京都全域における保健衛生行政の水準を維持・向上していくためにも、人材確保が困難となっている公衆衛生医師を確保することは喫緊の課題である。

このような理由から、公衆衛生医師の初任給調整手当の適用区分について改正が必要である。

4 適用年月日

令和7年4月1日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

「保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する
初任給調整手当の取扱いについて」の一部改正について(申請)

標記の件について、下記のとおり承認事項を改正したいので、初任給調整手当に関する規則（昭和 38 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 10 条の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正対象

保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて（平成28年 3 月 24 日付 27 人委任第 172 号承認）

2 改正内容

別紙のとおり

3 改正理由

保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師（以下「公衆衛生医師」という。）は、保健・医療・福祉分野の各事業の政策判断において医師として医学的評価や判断を行うなど、保健衛生行政の根幹的な役割を担う職である。

地域住民の健康を支える中核的な役割を担う公衆衛生医師については、新型コロナウイルスを契機とした新興感染症の発生への備えから、今後保健所機能を強化する必要があり、その職責は高まってきている。

都では、社会医学系専門医要請プログラムの実施や、公衆衛生医師専用の採用ホームページのリニューアルなど、人材確保のために様々な取り組みを行っているが、公衆衛生医師の人材確保が困難な状況である。

今後、都として、保健所体制を強化し、東京都全域における保健衛生行政の水準を維持・

向上していくためにも、人材確保が困難となっている公衆衛生医師を確保することは喫緊の課題である。

このような理由から、公衆衛生医師の初任給調整手当の適用区分について改正が必要である。

4 適用年月日

令和7年4月1日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

病院又は診療所において医療業務に従事する
医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて(申請)

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、「初任給調整手当に関する規則」(昭和 38 年東京都人事委員会規則第 1 号。以下「規則」という。)第 10 条の規定に基づき申請します。

記

1 申請内容

規則第 2 条第 1 項第 4 号及び第 6 号並びに初任給調整手当に関する規則の運用について(昭和 42 年 3 月 30 日付 42 人委発第 113 号)第 2 条関係に定める職のうち、別紙別表の左欄に掲げる職については、それぞれ同表の右欄に掲げる職に読み替えて規則を適用し、初任給調整手当を支給する。

2 適用年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 申請理由

病院・診療所(医療法第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所をいう。以下同じ。)において医療業務に従事する医師・歯科医師は、各施設において、患者等と直接相対して医学的判断あるいは技術をもって診療行為を担う職である。

都においては、採用後の能力向上のための研修の実施や優先的な学会等への派遣を行うなど当該職の魅力の向上に努めるとともに、これらの取組を業務説明会などで発信するなど、人材確保

に向けた様々な取組を行っているが、人材確保が困難な状況である。

また、本年、民間の医師においては、診療報酬の改定に伴う賃上げに向けた動きがあり、このような民間の医師と競合関係にある臨床を主とする医師の人材確保については今後一層困難な状況になることが想定される。

今後、都として、都民の健康を支えると共に将来にわたり安定的な医療サービスを提供していくためにも、人材確保が困難となっている臨床を主とする医師・歯科医師を確保することは喫緊の課題である。

このような理由から、病院・診療所において医療業務に従事する医師・歯科医師の初任給調整手当については、特例的な取扱いが必要である。

(別表)

対象となる職	適用する職
(1) 職員共済組合シティ・ホール診療所、精神保健福祉センター、各総合精神保健福祉センター、北療育医療センター及び府中療育センターに置かれる医師・歯科医師の職	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職（規則第2条第1項第2号の職）
(2) 保健医療局医療政策部において病院・診療所における医療業務に従事する医師・歯科医師の職	
(3) 保健医療局感染症対策部において病院・診療所における医療業務に従事する医師・歯科医師の職	

規 則 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

I 東京都人事委員会規則の一部改正

1 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（2頁）

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都人事委員会

● 東京都人事委員会規則第十一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都人事
委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 前項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会
の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手
当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人

事 委 員 会 が 別 に 定 め る と こ ろ に よ る 。
 第 七 条 中 「 お い て 、 前 条 」 を 「 お い て 、 前 条 第 一 項 」 に 、
 「 は 、 前 条 」 を 「 は 、 同 項 」 に 改 め る 。
 付 則 別 表 第 一 を 次 の よ う に 改 め る 。
 (写 真 用 原 稿 ①)
 (写 真 用 原 稿 ②)
 附 則
 1 こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。 た だ し 、 第 六 条
 に 一 項 を 加 え る 改 正 規 定 及 び 第 七 条 の 改 正 規 定 は 、 令 和
 七 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る 。
 2 こ の 規 則 (前 項 た だ し 書 に 規 定 す る 改 正 規 定 を 除 く 。)
 に よ る 改 正 後 の 初 任 給 調 整 手 当 に 関 す る 規 則 (以 下 「 改
 正 後 の 規 則 」 と い う 。) の 規 定 は 、 令 和 六 年 四 月 一 日 か
 ら 適 用 す る 。
 3 改 正 後 の 規 則 の 規 定 を 適 用 す る 場 合 に お い て は 、 こ の

規則による改正前の初任給調整手当に関する規則の規定に基づいて職員に支払われた初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

付則別表第 1 (付則第 2 項関係)

職員の区分 期間の区分		第 3 条第 2 号 の職員及び第 4 条第 2 号の 職員	第 3 条第 4 号 の職員及び第 4 条第 4 号の 職員	第 3 条第 6 号 の職員及び第 4 条第 6 号の 職員
(1)	採用の日又は第 4 条第 2 号、第 4 号及び第 6 号の職員 となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌 年の 3 月 31 日までの期間	円 193, 000	円 125, 900	円 87, 600
(2)	(1) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(3)	(2) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(4)	(3) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(5)	(4) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(6)	(5) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(7)	(6) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(8)	(7) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(9)	(8) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(10)	(9) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	193, 000	125, 900	87, 600

(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	187, 000	120, 400	83, 000
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	181, 200	114, 900	78, 300
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	175, 400	109, 600	73, 600
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	169, 600	104, 200	69, 000
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	163, 800	98, 600	64, 300
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	157, 900	93, 600	60, 000
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	152, 100	88, 500	55, 700
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	146, 300	83, 600	51, 300
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	140, 400	78, 600	47, 200
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	134, 300	73, 600	43, 000
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	129, 200	69, 100	39, 200
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	124, 100	64, 600	35, 400
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	119, 100	60, 100	31, 600
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	114, 200	56, 600	28, 800
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	109, 100	53, 300	26, 200
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	104, 100	50, 100	23, 500
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	99, 200	46, 800	20, 900
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	94, 300	43, 600	18, 300
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	89, 500	40, 500	15, 600
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	84, 800	37, 400	13, 000

別表第 1 (第 6 条関係)

職員の区分 期間の区分		第 3 条第 1 号の職員及 び第 4 条第 1 号の職員	第 3 条第 2 号の職員及 び第 4 条第 2 号の職員	第 3 条第 3 号の職員及 び第 4 条第 3 号の職員	第 3 条第 4 号の職員及 び第 4 条第 4 号の職員	第 3 条第 6 号の職員及 び第 4 条第 6 号の職員
(1)	採用の日又は第 4 条第 1 号から第 6 号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の 3 月 31 日までの期間	円 315, 200	円 275, 700	円 207, 500	円 179, 800	円 125, 200
(2)	(1) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(3)	(2) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(4)	(3) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(5)	(4) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(6)	(5) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(7)	(6) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(8)	(7) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(9)	(8) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(10)	(9) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200

(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	306,400	267,200	199,000	172,000	118,500
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	297,300	258,900	190,600	164,200	111,800
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	288,300	250,600	182,200	156,500	105,200
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	279,100	242,300	174,000	148,800	98,500
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	270,000	234,000	165,800	140,800	91,800
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	260,900	225,600	158,100	133,700	85,700
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	251,800	217,300	150,500	126,400	79,500
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	242,700	209,000	142,800	119,400	73,300
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	233,500	200,500	135,100	112,300	67,400
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	224,400	191,900	127,500	105,200	61,400
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	216,800	184,600	120,600	98,700	56,000
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	209,300	177,300	113,700	92,300	50,500
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	201,800	170,200	106,800	85,900	45,100
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	194,100	163,100	101,600	80,900	41,200
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	186,400	155,800	96,400	76,200	37,400
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	178,900	148,700	91,200	71,500	33,600
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	171,400	141,700	85,900	66,900	29,900
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	163,900	134,700	80,500	62,300	26,100
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	156,400	127,900	75,300	57,900	22,300
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	148,900	121,200	69,800	53,400	18,500

規 則 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

Ⅱ 東京都規則等の一部改正

- 1 宿日直手当支給規程の一部改正（知事）（2頁）
- 2 宿日直手当支給規程の一部改正（教育）（3頁）
- 3 学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則（5頁）
- 4 宿日直手当支給規程の一部改正（警視）（7頁）
- 5 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（8頁）
- 6 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（9頁）
- 7 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正（14頁）
- 8 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（15頁）
- 9 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（16頁）
- 10 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（18頁）
- 11 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（19頁）
- 12 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（22頁）
- 13 学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（24頁）

宿日直手当支給規程（昭和三十五年東京都訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

東京都知事 小 池 百合子

第二条の表中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇五〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三五〇円」に改める。

附 則

1 この訓令による改正後の宿日直手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和六年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

2 令和六年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正前の宿日直手当支給規程の規定により既に支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

●東京都教育委員会訓令第 号

教 育 育 育
教 育 事 務
教 育 庁 出 張
事 業
都 立 高 等 学 校
都 立 中 等 教 育 学 校
都 立 特 別 支 援 学 校
都 立 中 学 校
都 立 小 学 校

宿日直手当支給規程（昭和三十四年東京都教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

東京都教育委員会

第二条の表中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇五〇円」に改める。

附 則

1 この訓令による改正後の宿日直手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）の

規定は、令和六年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

2 令和六年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正

前の宿日直手当支給規程の規定により既に支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の宿日直手当支給に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇五〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の宿日直手当支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

3 令和六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、この規則による改正前の学校職員の宿日直手当支給に関する規則の規定により既に支給された宿日直手当は、改正後の規則の規定による宿日直手当の内払とみなす。

訓令甲第 号

宿日直手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年 月 日

警視総監 緒 方 禎 己

宿日直手当支給規程の一部を改正する規程

宿日直手当支給規程（昭和43年3月25日訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「		「		
	6,000円		6,100円	
	3,000円		3,050円	
	6,100円		6,200円	
	3,050円	を	3,100円	に改める。
	7,800円		7,900円	
	3,900円		3,950円	
	6,600円		6,700円	
	3,300円		3,350円	
」		」		

附 則

- この訓令は、令和6年12月24日から施行し、この訓令による改正後の宿日直手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年4月1日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。
- 令和6年4月1日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正前の宿日直手当支給規程の規定に基づいて既に支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「一七、四〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「二一、七〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「三〇、一〇〇円」を「三〇、九〇〇円」に、「三八、二〇〇円」を「三九、二〇〇円」に、「三八、四〇〇円」を「三九、四〇〇円」に、「三四、六〇〇円」を「三五、五〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

2 令和六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、この規則による改正前の職員の給料の調整額に関する規則の規定により既に支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年 月 日

東京都教育委員会

・ 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職 務 の 級	定 額
1 級	11,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 10,527 円、2 号給 10,598 円、3 号給 10,670 円、4 号給 10,741 円、5 号給 10,818 円、 6 号給 10,906 円、7 号給 11,000 円、8 号給 11,099 円、9 号給 11,198 円、10 号給 11,302 円、 11 号給 11,412 円、12 号給 11,528 円、13 号給 11,638 円、14 号給 11,742 円
2 級	14,400 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 12,408 円、2 号給 12,518 円、3 号給 12,628 円、4 号給 12,738 円、5 号給 12,848 円、 6 号給 12,963 円、7 号給 13,073 円、8 号給 13,183 円、9 号給 13,293 円、10 号給 13,387 円、 11 号給 13,480 円、12 号給 13,574 円、13 号給 13,662 円、14 号給 13,755 円、15 号給 13,849 円、 16 号給 13,942 円、17 号給 14,041 円、18 号給 14,140 円、19 号給 14,239 円、20 号給 14,338 円
3 級	15,100 円
4 級	15,500 円
5 級	16,200 円
6 級	17,700 円

別表第2（第3条関係）

職 務 の 級	定 額
1 級	8,300 円
2 級	10,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 10,152 円、2 号給 10,242 円、3 号給 10,332 円、4 号給 10,422 円、5 号給 10,512 円、 6 号給 10,606 円、7 号給 10,696 円、8 号給 10,786 円
3 級	11,300 円
4 級	11,600 円
5 級	11,900 円
6 級	13,000 円

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（内 払）

2 令和六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の学校職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて、職員に支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

訓令甲第 号

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年 月 日

警視総監 緒 方 貞 己

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部を改正する規程

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（平成7年3月31日訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「19,500円」を「20,000円」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和6年12月24日から施行し、この訓令による改正後の警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 令和6年4月1日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正前の警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の規定に基づいて既に支給された給料の調整額は、改正後の規程の規定による給料の調整額の内払とみなす。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の九千九百」を「一万分の一万七百八十」に、「一万分の一万三千四百九十九」を「一万分の一万四千六百九十九」に改め、同項第三号中「一万分の二万二千五百」を「一万分の二万五千」に改め、同項第四号中「一万分の一万十二・五」を「一万分の一万九百二・五」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第五号中「一万分の一万百二十五」を「一万分の一万一千二十五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万七千」に改め、同項第六号中「一万分の五千二百八十」を「一万分の五千七百二十」に、「一万分の七千百九十九」を「一万分の七千七百九十九」に改め、同項第七号中「一万分の五千七百八十五」を「一万分の六千二百三十」に、「一万分の九千」を「一万分の八千五百」に改め、同項第八号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の五千三百四十」に改め、同項第九号中「一万分の四千九百五十」を「一万分の五千四百」に、「一万分の六千五百」を「一万分の七千」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万二千五百」を「一万分の二万五千」に改め、同項第二号中「一万分の一万十二・五」を「一万分の一万九百二・五」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第三号中「一万分の一万百二十五」を「一万分の一万一千二十五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万七千」に改め、同項第四号中「一万分の五千七百八十五」を「一万分の六千二百三十」に、「一万分の九千」を「一万分の八千五百」に改め、同項第五号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の五千三百四十」に改め、同項第六号中「一万分の四千九百五十」を「一万分の五千四百」に、「一万分の六千五百」を「一万分の七千」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「一万分の一万二百三十七・五」を「一万分の一万一千百四十七・五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則第二十八条第一項の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「一万分の一万二百三十七・五」を「一万分の一万一千四百七・五」に改める。

別表第三中「一、九〇〇」を「一、九五〇」に、「一、九七〇」を「二、〇二〇」に、「二、〇四〇」を「二、〇九〇」に、「二、一一〇」を「二、一六〇」に、「二、一八〇」を「二、二四〇」に、「二、二五〇」を「二、三一〇」に、「二、三三〇」を「二、三九〇」に、「二、四二〇」を「二、四八〇」に、「二、五一〇」を「二、五八〇」に、「二、六一〇」を「二、六八〇」に、「二、六九〇」を「二、七六〇」に、「二、八一〇」を「二、八八〇」に、「二、九〇〇」を「二、九八〇」に、「三、〇〇〇」を「三、〇八〇」に、「三、〇九〇」を「三、一七〇」に、「三、一九〇」を「三、二七〇」に、「三、二九〇」を「三、三八〇」に、「三、三九〇」を「三、四八〇」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第三の規定は令和六年四月一日から、改正後の規則第三十七条第一項の規定は同年十二月一日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の規定に基づいて時間講師に支払われた報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「一万分の一万二百三十七・五」を「一万分の一万一千四百七・五」に改める。

別表第三中「一九六、五〇〇円」を「二〇一、六〇〇円」に、「一四二、六〇〇円」を「一四六、三〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第三の規定は令和六年四月一日から、改正後の規則第四十条第一項の規定は同年十二月一日から適用する。

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の規定に基づいて日勤講師に支払われた報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 前項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて教育委員会があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定めるところによる。

第七条中「において、前条」を「において、前条第一項」に、「は、前条」を「は、同項」に改める。

付則別表第一を次のように改める。

（写真用原稿①）

別表第一を次のように改める。

（写真用原稿②）

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条に一項を加える改正規定及び第七條の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の学校職員の初任給調整手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の学校職員の初任給調整手当に関する規則の規定に基づいて職員に支払われた初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

付則別表第 1 (付則第 2 項関係)

職員の区分 期間の区分		第 3 条第 1 号 の職員及び第 4 条第 1 号の 職員	第 3 条第 2 号 の職員及び第 4 条第 2 号の 職員	第 3 条第 3 号 の職員及び第 4 条第 3 号の 職員
(1)	採用の日又は第4条第1号から第3号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の3月31日までの期間	円 220,600	円 193,000	円 125,900
(2)	(1) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(3)	(2) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(4)	(3) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(5)	(4) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(6)	(5) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(7)	(6) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(8)	(7) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(9)	(8) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(10)	(9) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	220,600	193,000	125,900

(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 500	187, 000	120, 400
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	208, 100	181, 200	114, 900
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	201, 800	175, 400	109, 600
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	195, 400	169, 600	104, 200
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	189, 000	163, 800	98, 600
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	182, 600	157, 900	93, 600
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	176, 300	152, 100	88, 500
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	169, 900	146, 300	83, 600
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	163, 500	140, 400	78, 600
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	157, 100	134, 300	73, 600
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	151, 800	129, 200	69, 100
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	146, 500	124, 100	64, 600
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	141, 300	119, 100	60, 100
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	135, 900	114, 200	56, 600
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	130, 500	109, 100	53, 300
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	125, 200	104, 100	50, 100
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	120, 000	99, 200	46, 800
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	114, 700	94, 300	43, 600
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	109, 500	89, 500	40, 500
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	104, 200	84, 800	37, 400

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分		第3条第1号 の職員及び第 4条第1号の 職員	第3条第2号 の職員及び第 4条第2号の 職員	第3条第3号 の職員及び第 4条第3号の 職員
		円	円	円
(1)	採用の日又は第4条第1号から第3号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(2)	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(3)	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(4)	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(5)	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(6)	(5)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(7)	(6)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(8)	(7)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(9)	(8)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(10)	(9)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(11)	(10)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(12)	(11)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(13)	(12)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(14)	(13)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(15)	(14)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(16)	(15)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(17)	(16)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(18)	(17)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(19)	(18)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(20)	(19)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800

(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	306, 400	267, 200	172, 000
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	297, 300	258, 900	164, 200
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	288, 300	250, 600	156, 500
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	279, 100	242, 300	148, 800
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	270, 000	234, 000	140, 800
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	260, 900	225, 600	133, 700
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	251, 800	217, 300	126, 400
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	242, 700	209, 000	119, 400
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	233, 500	200, 500	112, 300
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	224, 400	191, 900	105, 200
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	216, 800	184, 600	98, 700
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	209, 300	177, 300	92, 300
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	201, 800	170, 200	85, 900
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	194, 100	163, 100	80, 900
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	186, 400	155, 800	76, 200
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	178, 900	148, 700	71, 500
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	171, 400	141, 700	66, 900
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	163, 900	134, 700	62, 300
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	156, 400	127, 900	57, 900
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	148, 900	121, 200	53, 400

承認事項改正案文一覧

～ 目 次 ～

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正等

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（2頁）
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外8任命権者）（4頁）
- 3 会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（知事外7任命権者）（19頁）
- 4 保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて（知事・教育委員会）（33頁）
- 5 病院又は診療所において医療業務に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて（新設）（37頁）

別 紙

「局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
局長級職員の成績率の運用に関する要綱	局長級職員の成績率の運用に関する要綱
第1及び第2 （現行のとおり）	第1及び第2 （略）
（局長級職員の成績率の内容）	（局長級職員の成績率の内容）
第3 （現行のとおり）	第3 （略）
2 （現行のとおり）	2 （略）
(1) 上 位 10000分の <u>12250</u> 超10000分の <u>14699</u> 以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。	(1) 上 位 10000分の <u>11250</u> 超10000分の <u>13499</u> 以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。
(2) 中 位 10000分の <u>11392.5</u> 以上10000分の <u>12250</u> 以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。	(2) 中 位 10000分の <u>10462.5</u> 以上10000分の <u>11250</u> 以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。
(3) 下 位 10000分の <u>10780</u>	(3) 下 位 10000分の <u>9900</u>
3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の <u>12250</u> とする。	3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の <u>11250</u> とする。
（定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率の内容）	（定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率の内容）
第4 （現行のとおり）	第4 （略）
2 （現行のとおり）	2 （略）
(1) 上 位 10000分の <u>6500</u> 超10000分の <u>7799</u> 以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。	(1) 上 位 10000分の <u>6000</u> 超10000分の <u>7199</u> 以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。
(2) 中 位 10000分の <u>6045</u> 以上10000分の <u>6500</u> 以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。	(2) 中 位 10000分の <u>5580</u> 以上10000分の <u>6000</u> 以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。
(3) 下 位 10000分の <u>5720</u>	(3) 下 位 10000分の <u>5280</u>
3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の <u>6500</u> とする。	3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の <u>6000</u> とする。
第5から第10まで （現行のとおり）	第5から第10まで （略）

附 則

この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

「成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成15年 3 月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
成績率の運用に関する要綱	成績率の運用に関する要綱
第1 から第3 まで （現行のとおり）	第1 から第3 まで （略）
（行（一） 5 級等職員の成績率の内容）	（行（一） 5 級等職員の成績率の内容）
第4 （現行のとおり）	第4 （略）
2 （現行のとおり）	2 （略）
（1）最上位 （現行のとおり）	（1）最上位 （略）
（2）上 位 （現行のとおり）	（2）上 位 （略）
（3）中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 4 1 8 2 . 5</u>	（3）中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 3 2 5 2 . 5</u>
（4）下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 3 4 2 0</u>	（4）下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 5 4 0</u>
（5）最下位 （現行のとおり）	（5）最下位 （略）
（行（一） 4 級等職員の成績率の内容）	（行（一） 4 級等職員の成績率の内容）
第5 （現行のとおり）	第5 （略）
2 （現行のとおり）	2 （略）
（1）最上位 （現行のとおり）	（1）最上位 （略）
（2）上 位 （現行のとおり）	（2）上 位 （略）
（3）中 位(A) （現行のとおり）	（3）中 位(A) （略）
（4）中 位(B) 1 0 0 0 0 分の <u>1 3 3 9 5</u>	（4）中 位(B) 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 4 5 5</u>
（5）下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 6 8 2 . 5</u>	（5）下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 7 9 2 . 5</u>
（6）最下位 （現行のとおり）	（6）最下位 （略）

(行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第6 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上位 (現行のとおり) (3) 中位 10000分の<u>11637.5</u> (4) 下位 10000分の<u>10902.5</u> (5) 対象外 10000分の<u>12250</u> (行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容) 第7 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>11760</u> (3) 下位 10000分の<u>11025</u> (4) 対象外 10000分の<u>12250</u> (定年前三任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容) 第8 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>6580</u> (3) 下位 10000分の<u>6230</u> (定年前三任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第9 (現行のとおり)	(行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第6 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上位 (略) (3) 中位 10000分の<u>10687.5</u> (4) 下位 10000分の<u>10012.5</u> (5) 対象外 10000分の<u>11250</u> (行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容) 第7 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>10800</u> (3) 下位 10000分の<u>10125</u> (4) 対象外 10000分の<u>11250</u> (定年前三任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容) 第8 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>6110</u> (3) 下位 10000分の<u>5785</u> (定年前三任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第9 (略)
---	--

2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 0 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 3 4 0</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>6 0 0 0</u> (定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容) 第 1 0 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 6 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 4 0 0</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>6 0 0 0</u> 第 1 1 から第 2 2 まで (現行のとおり) <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 6 年 1 2 月 2 4 日から施行し、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。</u>	2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 2 2 5</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>4 8 9 5</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>5 5 0 0</u> (定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容) 第 1 0 (略) 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 2 8 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>4 9 5 0</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>5 5 0 0</u> 第 1 1 から第 2 2 まで (略)
---	---

成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
成績率の運用に関する要綱	成績率の運用に関する要綱
第1から第3まで（現行のとおり）	第1から第3まで（略）
（行（一）5級等職員の成績率の内容）	（行（一）5級等職員の成績率の内容）
第4（現行のとおり）	第4（略）
2（現行のとおり）	2（略）
（1）最上位（現行のとおり）	（1）最上位（略）
（2）上位（現行のとおり）	（2）上位（略）
（3）中位 10000分の <u>14182.5</u>	（3）中位 10000分の <u>13252.5</u>
（4）下位 10000分の <u>13420</u>	（4）下位 10000分の <u>12540</u>
（5）最下位（現行のとおり）	（5）最下位（略）
（行（一）4級等職員の成績率の内容）	（行（一）4級等職員の成績率の内容）
第5（現行のとおり）	第5（略）
2（現行のとおり）	2（略）
（1）最上位（現行のとおり）	（1）最上位（略）
（2）上位（現行のとおり）	（2）上位（略）
（3）中位(A)（現行のとおり）	（3）中位(A)（略）
（4）中位(B) 10000分の <u>13395</u>	（4）中位(B) 10000分の <u>12455</u>
（5）下位 10000分の <u>12682.5</u>	（5）下位 10000分の <u>11792.5</u>
（6）最下位（現行のとおり）	（6）最下位（略）

(行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第6 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上位 (現行のとおり) (3) 中位 10000分の<u>11637.5</u> (4) 下位 10000分の<u>10902.5</u> (5) 対象外 10000分の<u>12250</u> (行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容) 第7 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>11760</u> (3) 下位 10000分の<u>11025</u> (4) 対象外 10000分の<u>12250</u> (定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容) 第8 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>6580</u> (3) 下位 10000分の<u>6230</u> (定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第9 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり)	(行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第6 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上位 (略) (3) 中位 10000分の<u>10687.5</u> (4) 下位 10000分の<u>10012.5</u> (5) 対象外 10000分の<u>11250</u> (行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容) 第7 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>10800</u> (3) 下位 10000分の<u>10125</u> (4) 対象外 10000分の<u>11250</u> (定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容) 第8 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>6110</u> (3) 下位 10000分の<u>5785</u> (定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第9 (略) 2 (略) (1) 上位 (略)
---	--

(2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 0 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 3 4 0</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>6 0 0 0</u> (定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容) 第 1 0 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 6 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 4 0 0</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>6 0 0 0</u> 第 1 1 から第 2 2 まで (現行のとおり) <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 6 年 1 2 月 2 4 日から施行し、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。</u>	(2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 2 2 5</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>4 8 9 5</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>5 5 0 0</u> (定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容) 第 1 0 (略) 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 2 8 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>4 9 5 0</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>5 5 0 0</u> 第 1 1 から第 2 2 まで (略)
---	---

教育職員等の成績率の運用に関する要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
教育職員等の成績率の運用に関する要綱 第1から第3まで（現行のとおり） （教育5級等職員の成績率の内容） 第4（現行のとおり） 2（現行のとおり） （1）最上位（現行のとおり） （2）上 位（現行のとおり） （3）中 位 10000分の<u>13395</u> （4）下 位 10000分の<u>12682.5</u> （5）最下位（現行のとおり） （教育監督職等職員の成績率の内容） 第5（現行のとおり） 2（現行のとおり） （1）最上位（現行のとおり） （2）上 位（現行のとおり） （3）中 位 10000分の<u>11637.5</u> （4）下 位 10000分の<u>10902.5</u> （5）対象外 10000分の<u>12250</u> （教育一般職員の成績率の内容） 第6（現行のとおり） 2（現行のとおり） （1）上 位（現行のとおり） （2）中 位 10000分の<u>11760</u> （3）下 位 10000分の<u>11025</u> （4）対象外 10000分の<u>12250</u>	教育職員等の成績率の運用に関する要綱 第1から第3まで（略） （教育5級等職員の成績率の内容） 第4（略） 2（略） （1）最上位（略） （2）上 位（略） （3）中 位 10000分の<u>12455</u> （4）下 位 10000分の<u>11792.5</u> （5）最下位（略） （教育監督職等職員の成績率の内容） 第5（略） 2（略） （1）最上位（略） （2）上 位（略） （3）中 位 10000分の<u>10687.5</u> （4）下 位 10000分の<u>10012.5</u> （5）対象外 10000分の<u>11250</u> （教育一般職員の成績率の内容） 第6（略） 2（略） （1）上 位（略） （2）中 位 10000分の<u>10800</u> （3）下 位 10000分の<u>10125</u> （4）対象外 10000分の<u>11250</u>

(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容) 第7 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>6580</u> (3) 下位 10000分の<u>6230</u> (定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の内容) 第8 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>5700</u> (3) 下位 10000分の<u>5340</u> (4) 対象外 10000分の<u>6000</u> (定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の内容) 第9 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>5760</u> (3) 下位 10000分の<u>5400</u> (4) 対象外 10000分の<u>6000</u> 第10から第20まで (現行のとおり) <u>附 則</u> この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。	(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容) 第7 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>6110</u> (3) 下位 10000分の<u>5785</u> (定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の内容) 第8 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>5225</u> (3) 下位 10000分の<u>4895</u> (4) 対象外 10000分の<u>5500</u> (定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の内容) 第9 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>5280</u> (3) 下位 10000分の<u>4950</u> (4) 対象外 10000分の<u>5500</u> 第10から第20まで (略)
--	---

【別紙】

「勤勉手当の成績率に関する運用要綱」（平成８年３月29日付７人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。
記

改 正 案	現 行
勤勉手当の成績率に関する運用要綱 第１から第８まで （現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和６年１２月２４日から施行し、令和６年１２月１日から適用する。</u>	勤勉手当の成績率に関する運用要綱 第１から第８まで （略）

改 正 案

別表第1

理 事 官 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	(1 0 % 以 内) A	支 給 の 都 度 定 め る。
上 位	(3 0 % 以 内 - 「A」) B	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	(9 5 % 以 内 - 「A・B」) C	1 0 0 0 0 分 の <u>1 4 1 8 2 . 5</u>
下 位	D	1 0 0 0 0 分 の <u>1 3 8 7 7 . 5</u>
最 下 位	E	1 0 0 0 0 分 の <u>1 1 1 3 2 . 5</u>
備 考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管 理 官 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	(1 0 % 以 内) A	支 給 の 都 度 定 め る。
上 位	(3 0 % 以 内 - 「A」) B	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	(9 5 % 以 内 - 「A・B」) C	1 0 0 0 0 分 の <u>1 3 3 9 5</u>
下 位	D	1 0 0 0 0 分 の <u>1 3 1 1 0</u>
最 下 位	E	1 0 0 0 0 分 の <u>1 0 5 4 5</u>
備 考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係 長 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	(1 0 % 以 内) A	支 給 の 都 度 定 め る。
上 位	(3 0 % 以 内 - 「A」) B	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	(9 5 % 以 内 - 「A・B」) C	1 0 0 0 0 分 の <u>1 1 6 3 7 . 5</u>
下 位	D	1 0 0 0 0 分 の <u>1 1 5 1 5</u>
最 下 位	E	1 0 0 0 0 分 の <u>1 0 9 0 2 . 5</u>
備 考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現 行

別表第1

理 事 官 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	(1 0 % 以 内) A	支 給 の 都 度 定 め る。
上 位	(3 0 % 以 内 - 「A」) B	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	(9 5 % 以 内 - 「A・B」) C	1 0 0 0 0 分 の <u>1 3 2 5 2 . 5</u>
下 位	D	1 0 0 0 0 分 の <u>1 2 9 6 7 . 5</u>
最 下 位	E	1 0 0 0 0 分 の <u>1 0 4 0 2 . 5</u>
備 考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管 理 官 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	(1 0 % 以 内) A	支 給 の 都 度 定 め る。
上 位	(3 0 % 以 内 - 「A」) B	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	(9 5 % 以 内 - 「A・B」) C	1 0 0 0 0 分 の <u>1 2 4 5 5</u>
下 位	D	1 0 0 0 0 分 の <u>1 2 1 9 0</u>
最 下 位	E	1 0 0 0 0 分 の <u>9 8 0 5</u>
備 考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係 長 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	(1 0 % 以 内) A	支 給 の 都 度 定 め る。
上 位	(3 0 % 以 内 - 「A」) B	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	(9 5 % 以 内 - 「A・B」) C	1 0 0 0 0 分 の <u>1 0 6 8 7 . 5</u>
下 位	D	1 0 0 0 0 分 の <u>1 0 5 7 5</u>
最 下 位	E	1 0 0 0 0 分 の <u>1 0 0 1 2 . 5</u>
備 考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改 正 案

別表第4

係 長 職 警 部 補 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、10％程度の者	支給の都度定める。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>11637.5</u>
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>10902.5</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副 主 査 職 等 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、5％程度の者	支給の都度定める。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>11760</u>
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>11025</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

暫 定 再 任 用 管 理 職 員 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>6580</u>
下 位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の <u>6230</u>
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現 行

別表第4

係 長 職 警 部 補 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、10％程度の者	支給の都度定める。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>10687.5</u>
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>10012.5</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副 主 査 職 等 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、5％程度の者	支給の都度定める。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>10800</u>
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>10125</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

暫 定 再 任 用 管 理 職 員 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>6110</u>
下 位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の <u>5785</u>
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改 正 案

別表第7

暫 定 再 任 用 係 長 職 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>5 7 0 0</u>
下 位	個評価欄の評語がD又はEの者	1 0 0 0 0 分の <u>5 3 4 0</u>
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

暫 定 再 任 用 係 長 職 警 部 補 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>5 7 0 0</u>
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	1 0 0 0 0 分の <u>5 3 4 0</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

定 年 前 再 任 用 副 主 査 職 等 及 び 暫 定 再 任 用 副 主 査 職 等 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>5 7 6 0</u>
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	1 0 0 0 0 分の <u>5 4 0 0</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現 行

別表第7

暫 定 再 任 用 係 長 職 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>5 2 2 5</u>
下 位	個評価欄の評語がD又はEの者	1 0 0 0 0 分の <u>4 8 9 5</u>
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

暫 定 再 任 用 係 長 職 警 部 補 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>5 2 2 5</u>
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	1 0 0 0 0 分の <u>4 8 9 5</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

定 年 前 再 任 用 副 主 査 職 等 及 び 暫 定 再 任 用 副 主 査 職 等 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>5 2 8 0</u>
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	1 0 0 0 0 分の <u>4 9 5 0</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別紙

「東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（平成１５年３月２５日付１４人委任第２１６号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱	東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱
第１から第３まで （現行のとおり）	第１から第３まで （略）
第４ 部長級職員の成績率の内容	第４ 部長級職員の成績率の内容
１ （現行のとおり）	１ （略）
２ （現行のとおり）	２ （略）
（１）最上位 （現行のとおり）	（１）最上位 （略）
（２）上 位 （現行のとおり）	（２）上 位 （略）
（３）中 位 １００００分の <u>１４１８２．５</u>	（３）中 位 １００００分の <u>１３２５２．５</u>
（４）下 位 １００００分の <u>１３４２０</u>	（４）下 位 １００００分の <u>１２５４０</u>
（５）最下位 （現行のとおり）	（５）最下位 （略）
第５ 課長級職員の成績率の内容	第５ 課長級職員の成績率の内容
１ （現行のとおり）	１ （略）
２ （現行のとおり）	２ （略）
（１）最上位 （現行のとおり）	（１）最上位 （略）
（２）上 位 （現行のとおり）	（２）上 位 （略）
（３）中 位 １００００分の <u>１３３９５</u>	（３）中 位 １００００分の <u>１２４５５</u>
（４）下 位 １００００分の <u>１２６８２．５</u>	（４）下 位 １００００分の <u>１１７９２．５</u>
（５）最下位 （現行のとおり）	（５）最下位 （略）
第６ 係長等職員の成績率の内容	第６ 係長等職員の成績率の内容
１ （現行のとおり）	１ （略）
２ （現行のとおり）	２ （略）

(1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上位 (現行のとおり) (3) 中位 10000分の<u>11637.5</u> (4) 下位 10000分の<u>11270</u> (5) 最下位 10000分の<u>10902.5</u> (6) 対象外 10000分の<u>12250</u> 第7 主任級以下職員の成績率の内容 1 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上位 (現行のとおり) (3) 中位 10000分の<u>11760</u> (4) 下位 10000分の<u>11392.5</u> (5) 最下位 10000分の<u>11025</u> (6) 対象外 10000分の<u>12250</u> 第8 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容 1 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>6580</u> (3) 下位 10000分の<u>6230</u> 第9 定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率の内容 1 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>5700</u> (3) 下位 10000分の<u>5340</u> (4) 対象外 10000分の<u>6000</u>	(1) 最上位 (略) (2) 上位 (略) (3) 中位 10000分の<u>10687.5</u> (4) 下位 10000分の<u>10350</u> (5) 最下位 10000分の<u>10012.5</u> (6) 対象外 10000分の<u>11250</u> 第7 主任級以下職員の成績率の内容 1 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上位 (略) (3) 中位 10000分の<u>10800</u> (4) 下位 10000分の<u>10462.5</u> (5) 最下位 10000分の<u>10125</u> (6) 対象外 10000分の<u>11250</u> 第8 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容 1 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>6110</u> (3) 下位 10000分の<u>5785</u> 第9 定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率の内容 1 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>5225</u> (3) 下位 10000分の<u>4895</u> (4) 対象外 10000分の<u>5500</u>
--	--

第10 定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の内容 1 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>5760</u> (3) 下位 10000分の<u>5400</u> (4) 対象外 10000分の<u>6000</u> 第11から第25まで (現行のとおり) <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。</u>	第10 定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の内容 1 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>5280</u> (3) 下位 10000分の<u>4950</u> (4) 対象外 10000分の<u>5500</u> 第11から第25まで (略)
--	---

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （現行のとおり） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）に定める本庁、本庁行政機関及び地方行政機関並びに収用委員会事務局及び労働委員会事務局に勤務する者とする。 第3 （現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） （1）標準 （現行のとおり） （2）下位 10000分の<u>11147.5</u> （3）対象外 10000分の<u>12250</u> 第5から第8まで （現行のとおり）	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （略） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）に定める本庁、本庁行政機関及び地方行政機関並びに収用委員会事務局及び労働委員会事務局に勤務する者とする。 第3 （略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （略） 2 （略） （1）標準 （略） （2）下位 10000分の<u>10237.5</u> （3）対象外 10000分の<u>11250</u> 第5から第8まで （略）

附 則

この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （現行のとおり） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号。<u>以下「条例」という。</u>）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第4号）又は東京都立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第5号）に定めのある者とする。 第3 （現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） （1）標準 （現行のとおり） （2）下位 10000分の<u>11147.5</u> （3）対象外 10000分の<u>12250</u> 第5から第8まで （現行のとおり）	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （略） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第4号）又は東京都立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第5号）に定めのある者とする。 第3 （略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （略） 2 （略） （1）標準 （略） （2）下位 10000分の<u>10237.5</u> （3）対象外 10000分の<u>11250</u> 第5から第8まで （略）

附 則 <u>この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。</u>	
---	--

「講師の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
講師の成績率の運用に関する要綱 第1から第3まで（現行のとおり） （講師の成績率の内容） 第4（現行のとおり） 2（現行のとおり） （1）標 準（現行のとおり） （2）下 位 10000分の$\frac{11147.5}{10000}$ （3）対象外 10000分の$\frac{12250}{10000}$ 第5から第8まで（現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。</u>	講師の成績率の運用に関する要綱 第1から第3まで（略） （講師の成績率の内容） 第4（略） 2（略） （1）標 準（略） （2）下 位 10000分の$\frac{10237.5}{10000}$ （3）対象外 10000分の$\frac{11250}{10000}$ 第5から第8まで（略）

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （現行のとおり） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、東京都人事委員会事務局に勤務する者とする。 第3 （現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） （1）標準 （現行のとおり） （2）下位 10000分の<u>11147.5</u> （3）対象外 10000分の<u>12250</u> 第5から第8まで （現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。</u>	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （略） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、東京都人事委員会事務局に勤務する者とする。 第3 （略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （略） 2 （略） （1）標準 （略） （2）下位 10000分の<u>10237.5</u> （3）対象外 10000分の<u>11250</u> 第5から第8まで （略）

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （現行のとおり） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、東京都選挙管理委員会事務局に勤務する者とする。 第3 （現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） (1) 標準 （現行のとおり） (2) 下位 10000分の<u>11147.5</u> (3) 対象外 10000分の<u>12250</u> 第5から第8まで （現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日か</u>	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （略） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、東京都選挙管理委員会事務局に勤務する者とする。 第3 （略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （略） 2 （略） (1) 標準 （略） (2) 下位 10000分の<u>10237.5</u> (3) 対象外 10000分の<u>11250</u> 第5から第8まで （略）

<u>ら適用する。</u>	
---------------	--

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （現行のとおり） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号。<u>以下「条例」という。</u>）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、東京都監査事務局に勤務する者とする。 第3 （現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） （1）標準 （現行のとおり） （2）下位 10000分の<u>11147.5</u> （3）対象外 10000分の<u>12250</u> 第5から第8まで （現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。</u>	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （略） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、東京都監査事務局に勤務する者とする。 第3 （略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （略） 2 （略） （1）標準 （略） （2）下位 10000分の<u>10237.5</u> （3）対象外 10000分の<u>11250</u> 第5から第8まで （略）

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （現行のとおり） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、東京都議会議会局に勤務する者とする。 第3 （現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） (1) 標準 （現行のとおり） (2) 下位 10000分の<u>11147.5</u> (3) 対象外 10000分の<u>12250</u> 第5から第8まで （現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日か</u>	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （略） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、東京都議会議会局に勤務する者とする。 第3 （略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （略） 2 （略） (1) 標準 （略） (2) 下位 10000分の<u>10237.5</u> (3) 対象外 10000分の<u>11250</u> 第5から第8まで （略）

<u>ら適用する。</u>	
---------------	--

「警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （現行のとおり） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、警視庁に勤務する者とする。 第3 （現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） （1）標準 （現行のとおり） （2）下位 10000分の<u>11147.5</u> （3）対象外 10000分の<u>12250</u> 第5から第8まで （現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日か</u>	警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （略） 第2 この要綱の対象となる会計年度任用職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）第6条第1項に基づき勤勉手当が支給される会計年度任用職員のうち、警視庁に勤務する者とする。 第3 （略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （略） 2 （略） （1）標準 （略） （2）下位 10000分の<u>10237.5</u> （3）対象外 10000分の<u>11250</u> 第5から第8まで （略）

<u>ら適用する。</u>	
---------------	--

「東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱の承認について（承認）」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱	東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱
第1から第3まで（現行のとおり）	第1から第3まで（略）
第4 会計年度任用職員の成績率の内容（現行のとおり）	第4 会計年度任用職員の成績率の内容（略）
2（現行のとおり）	2（略）
(1) 標準（現行のとおり）	(1) 標準（略）
(2) 下位 10000分の <u>11147.5</u>	(2) 下位 10000分の <u>10237.5</u>
(3) 対象外 10000分の <u>12250</u>	(3) 対象外 10000分の <u>11250</u>
第5から第8まで（現行のとおり）	第5から第8まで（略）
<u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。</u>	

「保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて」（平成28年3月24日付27人委任第172号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
1 申請内容 (現行のとおり) 2 適用年月日 <u>令和7年4月1日</u> 3 申請理由 <u>保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師（以下「公衆衛生医師」という。）は、保健・医療・福祉分野の各事業の政策判断において医師として医学的評価や判断を行うなど、保健衛生行政の根幹的な役割を担う職である。</u> <u>地域住民の健康を支える中核的な役割を担う公衆衛生医師については、新型コロナウイルスを契機とした新興感染症の発生への備えから、今後保健所機能を強化する必要があり、その職責は高まってきている。</u> <u>都では、社会医学系専門医要請プログラムの実施や、公衆衛生医師専用の採用ホームページのリニューアルなど、人材確保のために様々な取り組みを行っているが、公衆衛生医師の人材確保が困難な状況である。</u> <u>今後、都として、保健所体制を強化し、東京都全域における保健衛生行政の水準を維持・向上していくためにも、人材確保が困難となっている公衆衛生医師を確保することは喫緊の課題である。</u> <u>このような理由などから、公衆衛生医師の初任給調整手当の適用区分について改正が必要である。</u>	1 申請内容 (略) 2 適用年月日 <u>令和5年7月1日</u> 3 申請理由 <u>保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師（以下「公衆衛生医師」という。）は、保健・医療・福祉分野の各事業の政策判断において医師として医学的評価や判断を行うなど、保健衛生行政の根幹的な役割を担う職である。</u> <u>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も控える中、海外渡航者、訪都外国人の増加が見込まれ、感染症の輸入リスクの増加や、高齢化の進展に伴う保健医療ニーズの増大など、今後、公衆衛生医師に求められる役割は一層増加していく。しかしながら、これまで、国、地方公共団体、医育機関等関係団体による公衆衛生医師育成・確保のための協力体制が不十分であったことなどから、全国的に公衆衛生医師は不足しており、都においても人材確保が極めて困難な状況にある。</u> <u>また、厚生労働省が示す「地方自治体における公衆衛生医師職員の確保と育成に関するガイドライン」（平成25年度）では、地域の複数の自治体が合同で公衆衛生医師を採用することや、大規模な自治体が近隣の小規模な自治体に公衆衛生医師を派遣して定期的に異動させる人事システムの導入は、公衆衛生医師の確保・育成の観点からも重要な対策としており、そのためには人事交流システムの</u>

別紙

別表

対象となる職	適用する職
(現行のとおり)	<u>離島その他のへき地に所在する公署に置かれる職(規則第2条第1項第1号の職)</u>

構築に向けて、各自治体が積極的かつ主体的に取り組むことが重要とされている。

都では、現在、都と特別区との人事交流実施基準により、都・区で一体的な公衆衛生医師の人事管理を行っているところであるが、新たに都と保健所政令市(八王子市及び町田市)との間で人事交流実施基準を締結し、平成28年度から、政令市型・特別区型保健所、都保健所、本庁間のジョブローテーションを推進していくこととしており、都全域において公衆衛生医師の量的確保が必要な局面にある。

今後、都として危機管理体制を強化し、東京都全域における保健衛生行政の水準を維持・向上していくためにも、全国的に人材確保が困難となっている公衆衛生医師を確保することは喫緊の課題である。

このような理由などから、人事交流の推進とともに、公衆衛生医師の初任給調整手当についても特例的な取扱いが必要である。

別紙

別表

対象となる職	適用する職
(略)	<u>人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職(規則第2条第1項第2号の職)</u>

「保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 24 日付 27 人委任第 172 号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
1 申請内容 (現行のとおり) 2 適用年月日 <u>令和 7 年 4 月 1 日</u> 3 申請理由 <u>保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師（以下「公衆衛生医師」という。）は、保健・医療・福祉分野の各事業の政策判断において医師として医学的評価や判断を行うなど、保健衛生行政の根幹的な役割を担う職である。</u> <u>地域住民の健康を支える中核的な役割を担う公衆衛生医師については、新型コロナウイルスを契機とした新興感染症の発生への備えから、今後保健所機能を強化する必要がある、その職責は高まってきている。</u> <u>都では、社会医学系専門医要請プログラムの実施や、公衆衛生医師専用の採用ホームページのリニューアルなど、人材確保のために様々な取り組みを行っているが、公衆衛生医師の人材確保が困難な状況である。</u> <u>今後、都として、保健所体制を強化し、東京都全域における保健衛生行政の水準を維持・向上していくためにも、人材確保が困難となっている公衆衛生医師を確保することは喫緊の課題である。</u> <u>このような理由などから、公衆衛生医師の初任給調整手当の適用区分について改正が必要である。</u>	1 申請内容 (略) 2 適用年月日 <u>平成 28 年 4 月 1 日</u> 3 申請理由 <u>保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師（以下「公衆衛生医師」という。）は、保健・医療・福祉分野の各事業の政策判断において医師として医学的評価や判断を行うなど、保健衛生行政の根幹的な役割を担う職である。</u> <u>東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会も控える中、海外渡航者、訪都外国人の増加が見込まれ、感染症の輸入リスクの増加や、高齢化の進展に伴う保健医療ニーズの増大など、今後、公衆衛生医師に求められる役割は一層増加していく。しかしながら、これまで、国、地方公共団体、医育機関等関係団体による公衆衛生医師育成・確保のための協力体制が不十分であったことなどから、全国的に公衆衛生医師は不足しており、都においても人材確保が極めて困難な状況にある。</u> <u>また、厚生労働省が示す「地方自治体における公衆衛生医師職員の確保と育成に関するガイドライン」（平成 25 年度）では、地域の複数の自治体が合同で公衆衛生医師を採用することや、大規模な自治体が近隣の小規模な自治体に公衆衛生医師を派遣して定期的に異動させる人事シ</u>

別紙

(別表)

対象となる職	適用する職
(現行のとおり)	<u>離島その他のへき地に所在する公署に置かれる職</u> (規則第2条第1項第1号の職)

システムの導入は、公衆衛生医師の確保・育成の観点からも重要な対策としており、そのためには人事交流システムの構築に向けて、各自治体が積極的かつ主体的に取り組むことが重要とされている。

都では、現在、都と特別区との人事交流実施基準により、都・区で一体的な公衆衛生医師の人事管理を行っているところであるが、新たに都と保健所政令市（八王子市及び町田市）との間で人事交流実施基準を締結し、平成 28 年度から、政令市型・特別区型保健所、都保健所、本庁間のジョブローテーションを推進していくこととしており、都全域において公衆衛生医師の量的確保が必要な局面にある。

今後、都として危機管理体制を強化し、東京都全域における保健衛生行政の水準を維持・向上していくためにも、全国的に人材確保が困難となっている公衆衛生医師を確保することは喫緊の課題である。

このような理由などから、人事交流の推進とともに、公衆衛生医師の初任給調整手当についても特例的な取扱いが必要である。

別紙

(別表)

対象となる職	適用する職
(略)	<u>人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職</u> （規則第2条第1項第2号の職）

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

病院又は診療所において医療業務に従事する
医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて(申請)

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、「初任給調整手当に関する規則」(昭和 38 年東京都人事委員会規則第 1 号。以下「規則」という。)第 10 条の規定に基づき申請します。

記

1 申請内容

規則第 2 条第 1 項第 4 号及び第 6 号並びに初任給調整手当に関する規則の運用について(昭和 42 年 3 月 30 日付 42 人委発第 113 号)第 2 条関係に定める職のうち、別紙別表の左欄に掲げる職については、それぞれ同表の右欄に掲げる職に読み替えて規則を適用し、初任給調整手当を支給する。

2 適用年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 申請理由

病院・診療所(医療法第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所をいう。以下同じ。)において医療業務に従事する医師・歯科医師は、各施設において、患者等と直接相対して医学的判断あるいは技術をもって診療行為を担う職である。

都においては、採用後の能力向上のための研修の実施や優先的な学会等への派遣を行うなど当該職の魅力の向上に努めるとともに、これらの取組を業務説明会などで発信するなど、人材確保

に向けた様々な取組を行っているが、人材確保が困難な状況である。

また、本年、民間の医師においては、診療報酬の改定に伴う賃上げに向けた動きがあり、このような民間の医師と競合関係にある臨床を主とする医師の人材確保については今後一層困難な状況になることが想定される。

今後、都として、都民の健康を支えると共に将来にわたり安定的な医療サービスを提供していくためにも、人材確保が困難となっている臨床を主とする医師・歯科医師を確保することは喫緊の課題である。

このような理由から、病院・診療所において医療業務に従事する医師・歯科医師の初任給調整手当については、特例的な取扱いが必要である。

(別表)

対象となる職	適用する職
(1) 職員共済組合シティ・ホール診療所、精神保健福祉センター、各総合精神保健福祉センター、北療育医療センター及び府中療育センターに置かれる医師・歯科医師の職	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職（規則第2条第1項第2号の職）
(2) 保健医療局医療政策部において病院・診療所における医療業務に従事する医師・歯科医師の職	
(3) 保健医療局感染症対策部において病院・診療所における医療業務に従事する医師・歯科医師の職	

規則改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 宿日直手当支給規程の一部改正（知事）（8頁）
- 3 宿日直手当支給規程の一部改正（教育）（9頁）
- 4 学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則（10頁）
- 5 宿日直手当支給規程の一部改正（警視）（11頁）
- 6 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（12頁）
- 7 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（13頁）
- 8 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正（15頁）
- 9 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（16頁）
- 10 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（18頁）
- 11 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（20頁）
- 12 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（21頁）
- 13 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（23頁）
- 14 学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（24頁）

初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都人事委員会規則第一号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第五条の二まで （現行のとおり） 第六条 （現行のとおり） 2 前項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。 第七条 初任給調整手当を支給されている職員が異動して第四条第一号から第六号までに掲げる職員となつた場合、初任給調整手当を支給されなくなつた後に再び初任給調整手当を支給される職員となつた場合又は第三条第七号に掲げる職員若しくは第四条第七号に掲げる職員がこれらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていた場合において、前条第一項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間及び東京都条例に基づき休職等の事由により同手当を支給されなかつた期間に相当する期間を加えた期間が四十年（第三条第七号に掲げる職員又は第四条第七号に掲げる職員については五年）を超えることとなる者に係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。	第一条から第五条の二まで （略） 第六条 （略） （新設） 第七条 初任給調整手当を支給されている職員が異動して第四条第一号から第六号までに掲げる職員となつた場合、初任給調整手当を支給されなくなつた後に再び初任給調整手当を支給される職員となつた場合又は第三条第七号に掲げる職員若しくは第四条第七号に掲げる職員がこれらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていた場合において、前条の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間及び東京都条例に基づき休職等の事由により同手当を支給されなかつた期間に相当する期間を加えた期間が四十年（第三条第七号に掲げる職員又は第四条第七号に掲げる職員については五年）を超えることとなる者に係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第八条から第十条まで （現行のとおり） 付則別表第一 別紙のとおり 付則別表第二 （現行のとおり） 別表第一 別紙のとおり 別表第二 （現行のとおり）	第八条から第十条まで （略） 付則別表第一 別紙のとおり 付則別表第二 （略） 別表第一 別紙のとおり 別表第二 （略）
--	---

修正案

現行

付則別表第1 (付則第2項關係)

職員の区分		第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員	第3条第6号の職員及び第4条第6号の職員
期間の区分				
(1)	採用の日又は第4条第2号、第4号及び第6号の職員となった日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の3月31日までの期間	円	円	円
(2)	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(3)	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(4)	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(5)	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(6)	(5)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(7)	(6)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(8)	(7)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(9)	(8)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(10)	(9)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(11)	(10)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(12)	(11)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(13)	(12)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(14)	(13)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(15)	(14)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(16)	(15)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(17)	(16)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(18)	(17)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(19)	(18)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
(20)	(19)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	193,000	125,900	87,600

付則別表第1 (付則第2項関係)

職員の区分		第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員	第3条第6号の職員及び第4条第6号の職員
期間の区分				
(1)	採用の日又は第4条第2号、第4号及び第6号の職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の3月31日までの期間	188,000 円	122,600 円	85,300 円
(2)	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(3)	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(4)	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(5)	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(6)	(5)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(7)	(6)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(8)	(7)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(9)	(8)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(10)	(9)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(11)	(10)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(12)	(11)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(13)	(12)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(14)	(13)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(15)	(14)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(16)	(15)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(17)	(16)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(18)	(17)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(19)	(18)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300
(20)	(19)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	188,000	122,600	85,300

改正案					現行				
(21)	(20)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	187,000	120,400	83,000	(21)	(20)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	182,100	117,300	80,800
(22)	(21)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	181,200	114,900	78,300	(22)	(21)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	176,500	111,900	76,200
(23)	(22)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	175,400	109,600	73,600	(23)	(22)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	170,800	106,700	71,700
(24)	(23)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	169,600	104,200	69,000	(24)	(23)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	165,100	101,400	67,100
(25)	(24)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	163,800	98,600	64,300	(25)	(24)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	159,500	96,000	62,600
(26)	(25)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	157,900	93,600	60,000	(26)	(25)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	153,800	91,100	58,400
(27)	(26)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	152,100	88,500	55,700	(27)	(26)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	148,100	86,200	54,200
(28)	(27)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	146,300	83,600	51,300	(28)	(27)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	142,500	81,400	50,000
(29)	(28)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	140,400	78,600	47,200	(29)	(28)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	136,600	76,500	45,900
(30)	(29)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	134,300	73,600	43,000	(30)	(29)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,800	71,700	41,900
(31)	(30)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	129,200	69,100	39,200	(31)	(30)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	125,800	67,300	38,200
(32)	(31)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	124,100	64,600	35,400	(32)	(31)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	120,800	62,900	34,400
(33)	(32)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	119,100	60,100	31,600	(33)	(32)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	116,000	58,500	30,700
(34)	(33)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	114,200	56,600	28,800	(34)	(33)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	111,200	55,200	28,100
(35)	(34)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	109,100	53,300	26,200	(35)	(34)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	106,200	51,900	25,500
(36)	(35)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	104,100	50,100	23,500	(36)	(35)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	101,400	48,700	22,900
(37)	(36)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	99,200	46,800	20,900	(37)	(36)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	96,600	45,600	20,400
(38)	(37)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	94,300	43,600	18,300	(38)	(37)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	91,800	42,500	17,800
(39)	(38)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	89,500	40,500	15,600	(39)	(38)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	87,200	39,500	15,200
(40)	(39)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	84,800	37,400	13,000	(40)	(39)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	82,600	36,400	12,600

改正案							現行						
(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	306,400	267,200	199,000	172,000	118,500	(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	298,300	250,200	193,800	167,500	115,400
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	297,300	258,900	190,600	164,200	111,800	(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	289,500	252,100	185,600	159,900	108,900
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	288,300	250,600	182,200	156,500	105,200	(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	280,700	244,000	177,400	152,400	102,400
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	279,100	242,300	174,000	148,800	98,500	(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	271,800	235,900	169,400	144,900	95,900
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	270,000	234,000	165,800	140,800	91,800	(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	262,900	227,800	161,400	137,100	89,400
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	260,900	225,600	158,100	133,700	85,700	(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	254,000	219,700	153,900	130,200	83,400
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	251,800	217,300	150,500	126,400	79,500	(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	245,200	211,600	146,500	123,100	77,400
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	242,700	209,000	142,800	119,400	73,300	(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	236,300	203,500	139,000	116,300	71,400
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	233,500	200,500	135,100	112,300	67,400	(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	227,400	195,200	131,500	109,300	65,600
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	224,400	191,900	127,500	105,200	61,400	(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	218,500	186,900	124,100	102,400	59,800
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	216,800	184,600	120,600	98,700	56,000	(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	211,100	179,700	117,400	96,100	54,500
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	209,300	177,300	113,700	92,300	50,500	(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	203,800	172,600	110,700	89,900	49,200
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	201,800	170,200	106,800	85,900	45,100	(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	196,500	165,700	104,000	83,600	43,900
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	194,100	163,100	101,600	80,900	41,200	(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	189,000	158,800	98,900	78,800	40,100
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	186,400	155,800	96,400	76,200	37,400	(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	181,500	151,700	93,900	74,200	36,400
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	178,900	148,700	91,200	71,500	33,600	(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	174,200	144,800	88,800	69,600	32,700
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	171,400	141,700	85,900	66,900	29,900	(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	166,900	138,000	83,600	65,100	29,100
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	163,900	134,700	80,500	62,300	26,100	(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	159,600	131,200	78,400	60,700	25,400
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	156,400	127,900	75,300	57,900	22,300	(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	152,300	124,500	73,300	56,400	21,700
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	148,900	121,200	69,800	53,400	18,500	(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	145,000	118,000	68,000	52,000	18,000

宿日直手当支給規程（昭和三十五年東京都訓令甲第四十三号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条（現行のとおり） （宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額） 第二条（現行のとおり）					第一条（略） （宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額） 第二条（略）				
勤務区分 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第六條第一項第一号若しくは第二号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれらに準ずる勤務	単位 一回につき	勤務時間 五時間以上の場合		支給額 六、一〇〇〇円	勤務区分 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第六條第一項第一号若しくは第二号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれらに準ずる勤務	単位 一回につき	勤務時間 五時間以上の場合		支給額 六、〇〇〇円
規則第六條第一項第四号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれに準ずる勤務	一回につき	五時間未満の場合		三、三五〇円	規則第六條第一項第三号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれに準ずる勤務	一回につき	五時間未満の場合		（現行のとおり）
規則第六條第一項第四号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれに準ずる勤務	一回につき	五時間以上の場合		六、七〇〇円	規則第六條第一項第三号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれに準ずる勤務	一回につき	五時間以上の場合		（略）

改正案		現行	
第一条（現行のとおり） （手当の支給対象となる勤務及び支給額） 第二条（現行のとおり）		第一条（略） （手当の支給対象となる勤務及び支給額） 第二条（略）	
勤務区分	単位	勤務時間	支給額
宿日直勤務に服した職員	一回につき	五時間以上の場合	六、一〇〇円
	き	五時間未満の場合	三、〇五〇円
勤務区分	単位	勤務時間	支給額
宿日直勤務に服した職員	一回につき	五時間以上の場合	六、〇〇〇円
	き	五時間未満の場合	三、〇〇〇円

改正案					現行										
第一条（現行のとおり） （手当の支給対象となる勤務及び支給額）					第一条（略） （手当の支給対象となる勤務及び支給額）										
第二条（現行のとおり）					第二条（略）										
勤務区分		単位		勤務時間		支給額		勤務区分		単位		勤務時間		支給額	
宿日直勤務に服した学 校職員		一回につき		五時間以上の場合 五時間未満の場合		六、一〇〇円 三、〇五〇円		宿日直勤務に服した学 校職員		一回につき		五時間以上の場合 五時間未満の場合		六、〇〇〇円 三、〇〇〇円	

宿日直手当支給規程（昭和 43 年 3 月 25 日訓令甲第 9 号）改正新旧対照表

改 正 案	現 行																																																								
第 1 条 （現行のとおり） （宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額） 第 2 条 宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>支給区分</th><th>勤務区分</th><th>勤務時間</th><th>支給額</th></tr><tr><td rowspan="2">本部当直</td><td rowspan="2">（現行のとおり）</td><td>5 時間以上</td><td><u>6,100</u> 円</td></tr><tr><td>5 時間未満</td><td><u>3,050</u> 円</td></tr><tr><td rowspan="2">学校当直</td><td rowspan="2">（現行のとおり）</td><td>5 時間以上</td><td><u>6,200</u> 円</td></tr><tr><td>5 時間未満</td><td><u>3,100</u> 円</td></tr><tr><td rowspan="2">本署当直</td><td rowspan="2">（現行のとおり）</td><td>5 時間以上</td><td><u>7,900</u> 円</td></tr><tr><td>5 時間未満</td><td><u>3,950</u> 円</td></tr><tr><td rowspan="2">島部当直</td><td rowspan="2">（現行のとおり）</td><td>5 時間以上</td><td><u>6,700</u> 円</td></tr><tr><td>5 時間未満</td><td><u>3,350</u> 円</td></tr></table>	支給区分	勤務区分	勤務時間	支給額	本部当直	（現行のとおり）	5 時間以上	<u>6,100</u> 円	5 時間未満	<u>3,050</u> 円	学校当直	（現行のとおり）	5 時間以上	<u>6,200</u> 円	5 時間未満	<u>3,100</u> 円	本署当直	（現行のとおり）	5 時間以上	<u>7,900</u> 円	5 時間未満	<u>3,950</u> 円	島部当直	（現行のとおり）	5 時間以上	<u>6,700</u> 円	5 時間未満	<u>3,350</u> 円	第 1 条 （略） （宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額） 第 2 条 宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>支給区分</th><th>勤務区分</th><th>勤務時間</th><th>支給額</th></tr><tr><td rowspan="2">本部当直</td><td rowspan="2">（略）</td><td>5 時間以上</td><td><u>6,000</u> 円</td></tr><tr><td>5 時間未満</td><td><u>3,000</u> 円</td></tr><tr><td rowspan="2">学校当直</td><td rowspan="2">（略）</td><td>5 時間以上</td><td><u>6,100</u> 円</td></tr><tr><td>5 時間未満</td><td><u>3,050</u> 円</td></tr><tr><td rowspan="2">本署当直</td><td rowspan="2">（略）</td><td>5 時間以上</td><td><u>7,800</u> 円</td></tr><tr><td>5 時間未満</td><td><u>3,900</u> 円</td></tr><tr><td rowspan="2">島部当直</td><td rowspan="2">（略）</td><td>5 時間以上</td><td><u>6,600</u> 円</td></tr><tr><td>5 時間未満</td><td><u>3,300</u> 円</td></tr></table>	支給区分	勤務区分	勤務時間	支給額	本部当直	（略）	5 時間以上	<u>6,000</u> 円	5 時間未満	<u>3,000</u> 円	学校当直	（略）	5 時間以上	<u>6,100</u> 円	5 時間未満	<u>3,050</u> 円	本署当直	（略）	5 時間以上	<u>7,800</u> 円	5 時間未満	<u>3,900</u> 円	島部当直	（略）	5 時間以上	<u>6,600</u> 円	5 時間未満	<u>3,300</u> 円
支給区分	勤務区分	勤務時間	支給額																																																						
本部当直	（現行のとおり）	5 時間以上	<u>6,100</u> 円																																																						
		5 時間未満	<u>3,050</u> 円																																																						
学校当直	（現行のとおり）	5 時間以上	<u>6,200</u> 円																																																						
		5 時間未満	<u>3,100</u> 円																																																						
本署当直	（現行のとおり）	5 時間以上	<u>7,900</u> 円																																																						
		5 時間未満	<u>3,950</u> 円																																																						
島部当直	（現行のとおり）	5 時間以上	<u>6,700</u> 円																																																						
		5 時間未満	<u>3,350</u> 円																																																						
支給区分	勤務区分	勤務時間	支給額																																																						
本部当直	（略）	5 時間以上	<u>6,000</u> 円																																																						
		5 時間未満	<u>3,000</u> 円																																																						
学校当直	（略）	5 時間以上	<u>6,100</u> 円																																																						
		5 時間未満	<u>3,050</u> 円																																																						
本署当直	（略）	5 時間以上	<u>7,800</u> 円																																																						
		5 時間未満	<u>3,900</u> 円																																																						
島部当直	（略）	5 時間以上	<u>6,600</u> 円																																																						
		5 時間未満	<u>3,300</u> 円																																																						
第 3 条 （現行のとおり）	第 3 条 （略）																																																								

改正案		現行	
第一条（現行のとおり） （範囲及び額） 第二条（現行のとおり） 2（現行のとおり）	調整額の区分	額	第一条（略） （範囲及び額） 第二条（略） 2（略）
			一 一七、八〇〇円
			二 二二、二〇〇円
			四 三〇、九〇〇円
			六 三九、二〇〇円
			七 三九、四〇〇円
			八 三九、四〇〇円
			八 三五、五〇〇円
			九 三九、四〇〇円
			九 三九、四〇〇円
第三条（現行のとおり） 別表（現行のとおり）	調整額の区分	額	第三条（略） 別表（略）
			一 一七、四〇〇円
			二 二一、七〇〇円
			四 三〇、一〇〇円
			六 三八、二〇〇円
			七 三八、四〇〇円
			八 三八、四〇〇円
			八 三四、六〇〇円
			九 三九、四〇〇円
			九 三九、四〇〇円

		学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号） 新旧対照表（抄）
		改 正 案
別表第一（第三条関係） 第一条から第四条まで（現行のとおり）		
職 務 の 級	定 額	
1 級	<u>11,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</u> <u>1 号給 10,527 円、 2 号給 10,598 円、 3 号給 10,670 円、 4 号給 10,741 円、 5 号給 10,818 円、</u> <u>6 号給 10,906 円、 7 号給 11,000 円、 8 号給 11,099 円、 9 号給 11,198 円、 10 号給 11,302 円、</u> <u>11 号給 11,412 円、 12 号給 11,528 円、 13 号給 11,638 円、 14 号給 11,742 円</u>	
2 級	<u>14,400 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</u> <u>1 号給 12,408 円、 2 号給 12,518 円、 3 号給 12,628 円、 4 号給 12,738 円、 5 号給 12,848 円、</u> <u>6 号給 12,963 円、 7 号給 13,073 円、 8 号給 13,183 円、 9 号給 13,293 円、 10 号給 13,387 円、</u> <u>11 号給 13,480 円、 12 号給 13,574 円、 13 号給 13,662 円、 14 号給 13,755 円、 15 号給 13,849 円、</u> <u>16 号給 13,942 円、 17 号給 14,041 円、 18 号給 14,140 円、 19 号給 14,239 円、 20 号給 14,338 円</u>	
3 級	<u>15,100 円</u>	
4 級	<u>15,500 円</u>	
5 級	<u>16,200 円</u>	
6 級	<u>17,700 円</u>	
職 務 の 級	定 額	
1 級	<u>11,700 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</u> <u>1 号給 8,992 円、 2 号給 9,064 円、 3 号給 9,135 円、 4 号給 9,207 円、 5 号給 9,284 円、</u> <u>6 号給 9,366 円、 7 号給 9,449 円、 8 号給 9,537 円、 9 号給 9,625 円、 10 号給 9,718 円、</u> <u>11 号給 9,817 円、 12 号給 9,922 円、 13 号給 10,026 円、 14 号給 10,131 円、 15 号給 10,241 円、</u> <u>16 号給 10,351 円、 17 号給 10,466 円、 18 号給 10,593 円、 19 号給 10,719 円、 20 号給 10,846 円、</u> <u>21 号給 10,972 円、 22 号給 11,027 円、 23 号給 11,088 円、 24 号給 11,148 円、 25 号給 11,209 円、</u> <u>26 号給 11,275 円、 27 号給 11,341 円、 28 号給 11,407 円、 29 号給 11,473 円、 30 号給 11,533 円、</u> <u>31 号給 11,594 円、 32 号給 11,654 円</u>	
2 級	<u>14,400 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</u> <u>1 号給 10,686 円、 2 号給 10,796 円、 3 号給 10,906 円、 4 号給 11,016 円、 5 号給 11,126 円、</u> <u>6 号給 11,242 円、 7 号給 11,352 円、 8 号給 11,462 円、 9 号給 11,572 円、 10 号給 11,676 円、</u> <u>11 号給 11,781 円、 12 号給 11,885 円、 13 号給 11,990 円、 14 号給 12,094 円、 15 号給 12,199 円、</u> <u>16 号給 12,303 円、 17 号給 12,413 円、 18 号給 12,529 円、 19 号給 12,644 円、 20 号給 12,760 円、</u> <u>21 号給 12,870 円、 22 号給 12,985 円、 23 号給 13,095 円、 24 号給 13,205 円、 25 号給 13,310 円、</u> <u>26 号給 13,420 円、 27 号給 13,524 円、 28 号給 13,629 円、 29 号給 13,733 円、 30 号給 13,838 円、</u> <u>31 号給 13,948 円、 32 号給 14,052 円、 33 号給 14,157 円、 34 号給 14,267 円、 35 号給 14,371 円</u>	
3 級	<u>14,900 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</u> <u>1 号給 13,882 円、 2 号給 14,003 円、 3 号給 14,118 円、 4 号給 14,228 円、 5 号給 14,338 円、</u> <u>6 号給 14,454 円、 7 号給 14,564 円、 8 号給 14,679 円、 9 号給 14,789 円</u>	
4 級	<u>15,300 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</u> <u>1 号給 15,108 円、 2 号給 15,224 円</u>	
5 級	<u>15,800 円</u>	
6 級	<u>17,400 円</u>	
別表第一（第三条関係） 第一条から第四条まで（略）		現 行

別表第二（第三条関係）

職 務 の 級	定 額
1 級	<u>8,300 円</u>
2 級	<u>10,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</u> <u>1 号給 10,152 円、2 号給 10,242 円、3 号給 10,332 円、4 号給 10,422 円、5 号給 10,512 円、</u> <u>6 号給 10,606 円、7 号給 10,696 円、8 号給 10,786 円</u>
3 級	<u>11,300 円</u>
4 級	<u>11,600 円</u>
5 級	<u>11,900 円</u>
6 級	<u>13,000 円</u>

別表第二（第三条関係）

職 務 の 級	定 額
1 級	<u>8,000 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</u> <u>1 号給 7,357 円、2 号給 7,416 円、3 号給 7,474 円、4 号給 7,533 円、5 号給 7,596 円、</u> <u>6 号給 7,663 円、7 号給 7,731 円、8 号給 7,803 円、9 号給 7,875 円、10 号給 7,951 円</u>
2 級	<u>10,700 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</u> <u>1 号給 8,743 円、2 号給 8,833 円、3 号給 8,923 円、4 号給 9,013 円、5 号給 9,103 円、</u> <u>6 号給 9,198 円、7 号給 9,288 円、8 号給 9,378 円、9 号給 9,468 円、10 号給 9,553 円、</u> <u>11 号給 9,639 円、12 号給 9,724 円、13 号給 9,810 円、14 号給 9,895 円、15 号給 9,981 円、</u> <u>16 号給 10,066 円、17 号給 10,156 円、18 号給 10,251 円、19 号給 10,345 円、20 号給 10,440 円、</u> <u>21 号給 10,530 円、22 号給 10,624 円</u>
3 級	<u>11,100 円</u>
4 級	<u>11,400 円</u>
5 級	<u>11,700 円</u>
6 級	<u>12,700 円</u>

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（平成7年3月31日訓令甲第16号）新旧対照表

改 正 案			現 行		
第1条 （現行のとおり） （支給の範囲及び額）			第1条 （略） （支給の範囲及び額）		
第2条 （現行のとおり）			第2条 （略）		
範囲		調整額	範囲		調整額
勤務所属	職員		勤務所属	職員	
警備部警備第一課	（現行のとおり）	<u>20,000円</u>	警備部警備第一課	（略）	<u>19,500円</u>
警備部警護課	（現行のとおり）	<u>20,000円</u>	警備部警護課	（略）	<u>19,500円</u>
刑事部捜査第一課	（現行のとおり）	<u>20,000円</u>	刑事部捜査第一課	（略）	<u>19,500円</u>
警視庁科学捜査研究所	（現行のとおり）	（現行のとおり）	警視庁科学捜査研究所	（略）	（略）
第3条 （現行のとおり）			第3条 （略）		

改正案	現行
第一条から第三条の三まで（現行のとおり） （成績率） 第三条の四（現行のとおり） 一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の一万七千八十以上一万分の一万四千六百九十九以下</u>の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合 二（現行のとおり） 三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の〇以上一万分の二万五千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の一万九百二・五以上一万分の一万八千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の一万一千二十五以上一万分の一万七千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合	第一条から第三条の三まで（略） （成績率） 第三条の四（略） 一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千九百以上一万分の一万三千四百九十九以下</u>の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合 二（略） 三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の〇以上一万分の二万二千五百以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の一万十二・五以上一万分の一万六千五百以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の一万百二十五以上一万分の一万五千五百以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 局長級職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の五千七百二十以上一万分の七千七百九十九以下</u>の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合 七 行(一)五級等職員及び行(一)四級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の六千二百三十以上一万分の八千五百以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 八 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の五千三百四十以上一万分の七千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、<u>一万分の五千四百以上一万分の七千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 2から6まで (現行のとおり) 第四条から第九条まで (現行のとおり) 別表第一及び別表第二 (現行のとおり)	六 局長級職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の五千二百八十以上一万分の七千七百九十九以下</u>の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合 七 行(一)五級等職員及び行(一)四級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の五千七百八十五以上一万分の九千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 八 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の四千八百九十五以上一万分の七千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、<u>一万分の四千九百五十以上一万分の六千五百以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 2から6まで (略) 第四条から第九条まで (略) 別表第一及び別表第二 (略)
---	--

改正案	現行
第一条から第三条の三まで （現行のとおり） （成績率） 第三条の四 （現行のとおり） 一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万五千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 二 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万九百二・五以上一万分の一万八千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万一千二十五以上一万分の一万七千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 四 教育五級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の六千二百三十以上一万分の八千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 五 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の七千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一	第一条から第三条の三まで （略） （成績率） 第三条の四 （略） 一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万二千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 二 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万十二・五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万百二十五以上一万分の一万五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 四 教育五級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千七百八十五以上一万分の九千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 五 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千八百九十五以上一万分の七千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一

万分の五千四百以上一万分の七千以下の範囲内で教育委員会が 人事委員会の承認を得て定める割合 2から6まで（現行のとおり） 第四条から第九条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	万分の四千九百五十以上一万分の六千五百以下の範囲内で教育 委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 2から6まで（略） 第四条から第九条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略）
---	--

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十七条まで（現行のとおり） （勤勉手当の支給割合算定に係る成績率） 第二十八条 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、<u>一万分の一万二千四百四十七・五</u>以上、勤勉手当規則第三条の四第一項第五号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合とする。 2から5まで（現行のとおり） 第二十九条から第三十三条まで（現行のとおり）	第一条から第二十七条まで（略） （勤勉手当の支給割合算定に係る成績率） 第二十八条 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、<u>一万分の一万二千三百三十七・五</u>以上、勤勉手当規則第三条の四第一項第五号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合とする。 2から5まで（略） 第二十九条から第三十三条まで（略）

改正案

現行

第一条から第三十六条まで （現行のとおり）

第一条から第三十六条まで （略）

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第三十七条 成績率は、時間講師の勤務成績により、一万分の一万一千百四十七・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第三号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

第三十七条 成績率は、時間講師の勤務成績により、一万分の一万二千百三十七・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第三号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2から5まで （現行のとおり）

2から5まで （略）

第三十八条から第四十三条まで （現行のとおり）

第三十八条から第四十三条まで （略）

別表第一及び別表第二 （現行のとおり）

別表第一及び別表第二 （略）

別表第三（第二十二条関係）

別表第三（第二十二条関係）

教育職員としての経験年数等		時間額（円）
経験区分	経験年数	
一	一年未満	一、九五〇
二	一年以上二年未満	二、〇二〇
三	一年以上三年未満	二、〇九〇
四	三年以上四年未満	二、一六〇
五	三年以上五年未満	二、二四〇
六	五年以上六年未満	二、三二〇
七	六年以上七年未満	二、三九〇
八	七年以上八年未満	二、四八〇
九	八年以上九年未満	二、五八〇
十	九年以上十年未満	二、六八〇
十一	十年以上十一年未満	二、七六〇
十二	十一年以上十二年未満	二、八八〇
十三	十二年以上十三年未満	二、九八〇

教育職員としての経験年数等		時間額（円）
経験区分	経験年数	
一	一年未満	一、九〇〇
二	一年以上二年未満	一、九七〇
三	一年以上三年未満	二、〇四〇
四	三年以上四年未満	二、一一〇
五	三年以上五年未満	二、一八〇
六	五年以上六年未満	二、二五〇
七	六年以上七年未満	二、三三〇
八	七年以上八年未満	二、四二〇
九	八年以上九年未満	二、五一〇
十	九年以上十年未満	二、六一〇
十一	十年以上十一年未満	二、六九〇
十二	十一年以上十二年未満	二、八一〇
十三	十二年以上十三年未満	二、九〇〇

十四	十三年以上十四年未滿	三、〇八〇
十五	十四年以上十五年未滿	三、一七〇
十六	十五年以上十六年未滿	三、二七〇
十七	十六年以上十七年未滿	三、三八〇
十八	十七年以上	三、四八〇

十四	十三年以上十四年未滿	三、〇〇〇
十五	十四年以上十五年未滿	三、〇九〇
十六	十五年以上十六年未滿	三、一九〇
十七	十六年以上十七年未滿	三、二九〇
十八	十七年以上	三、三九〇

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号） 新旧対照表（抄）

改 正 案			現 行		
第一条から第四十条まで（現行のとおり） （勤勉手当の支給割合算定に係る成績率） 第四十一条 成績率は、日勤講師の勤務成績により、一万分の一万一千百四十七・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第三号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。 2から5まで（現行のとおり） 第四十二条から第四十七条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり） 別表第三（第二十六条関係）			第一条から第四十条まで（略） （勤勉手当の支給割合算定に係る成績率） 第四十一条 成績率は、日勤講師の勤務成績により、一万分の一万二千百三十七・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第三号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。 2から5まで（略） 第四十二条から第四十七条まで（略） 別表第一及び別表第二（略） 別表第三（第二十六条関係）		
一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額（月額）	二〇一、六〇〇円	一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額（月額）	一九六、五〇〇円
一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額（月額）	一四六、三〇〇円	一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額（月額）	一四二、六〇〇円

改正案	現行
第一条から第五条の二まで （現行のとおり） 第六条 （現行のとおり） 2 前項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて教育委員会があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定めるところによる。 第七条 初任給調整手当を支給されている職員が異動して、第四条第一号から第三号までに掲げる職員となつた場合、初任給調整手当を支給されなくなつた後に再び初任給調整手当を支給される職員となつた場合又は第三条第四号に掲げる職員若しくは第四条第四号に掲げる職員がこれらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていた場合において、前条第一項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間及び東京都条例に基づき休職等の事由により同手当を支給されなかつた期間に相当する期間を加えた期間が四十年（第三条第四号に掲げる職員又は第四条第四号に掲げる職員については五年）を超えることとなる者に係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。	第一条から第五条の二まで （略） 第六条 （略） （新設） 第七条 初任給調整手当を支給されている職員が異動して、第四条第一号から第三号までに掲げる職員となつた場合、初任給調整手当を支給されなくなつた後に再び初任給調整手当を支給される職員となつた場合又は第三条第四号に掲げる職員若しくは第四条第四号に掲げる職員がこれらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていた場合において、前条の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間及び東京都条例に基づき休職等の事由により同手当を支給されなかつた期間に相当する期間を加えた期間が四十年（第三条第四号に掲げる職員又は第四条第四号に掲げる職員については五年）を超えることとなる者に係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第八条及び第九条（現行のとおり） 付 則 1 及び 2 （現行のとおり） 付則別表第一 別紙のとおり 付則別表第二 （現行のとおり） 別表第一 別紙のとおり 別表第二 （現行のとおり）	第八条及び第九条（略） 付 則 1 及び 2 （略） 付則別表第一 別紙のとおり 付則別表第二 （略） 別表第一 別紙のとおり 別表第二 （略）
---	---

現行

26

改正案					現行				
(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,500	187,000	120,400	(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	208,800	182,100	117,300
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	208,100	181,200	114,900	(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	202,700	176,500	111,900
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	201,800	175,400	109,600	(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	196,500	170,800	106,700
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	195,400	169,600	104,200	(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	190,300	165,100	101,400
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	189,000	163,800	98,600	(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	184,000	159,500	96,000
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	182,600	157,900	93,600	(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	177,800	153,800	91,100
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	176,300	152,100	88,500	(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	171,600	149,100	86,200
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	169,900	146,300	83,600	(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	165,400	145,500	81,400
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	163,500	140,400	78,600	(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	159,200	139,600	76,500
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	157,100	134,300	73,600	(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	153,000	130,800	71,700
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	151,800	128,200	69,100	(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	147,800	126,800	67,300
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	146,500	124,100	64,600	(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	142,700	120,800	62,900
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	141,300	119,100	60,100	(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	137,600	116,000	58,500
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	135,900	114,200	56,600	(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	132,300	111,200	55,200
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,500	109,100	53,300	(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	127,100	106,200	51,900
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	125,200	104,100	50,100	(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	121,800	101,400	48,700
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	120,000	99,200	46,800	(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	116,800	96,600	45,600
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	114,700	94,300	43,600	(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	111,700	91,800	42,500
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	109,500	89,500	40,500	(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	106,000	87,200	39,500
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	104,200	84,800	37,400	(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	101,500	82,600	36,400

現行

別表第1 (第6条関係)

職員の区分		職員の区分		職員の区分	
期間の区分	第3条第1号の職員及び第4条第1号の職員	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第3号の職員及び第4条第3号の職員	第3条第1号の職員及び第4条第1号の職員	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員
(1)	任用の日又は、第4条第1号の任用決定日の属する年の翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(2)	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(3)	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(4)	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(5)	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(6)	(5)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(7)	(6)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(8)	(7)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(9)	(8)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(10)	(9)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(11)	(10)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(12)	(11)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(13)	(12)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(14)	(13)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(15)	(14)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(16)	(15)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(17)	(16)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(18)	(17)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(19)	(18)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100
(20)	(19)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	306,000	268,500	175,100	175,100

改正案				現行					
(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	2906,400	2952,200	1726,000	(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	2986,300	2990,200	167,600
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	2927,300	2958,900	164,200	(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	2989,500	2952,100	159,900
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	2988,300	2950,600	156,600	(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	2990,700	244,000	152,400
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	279,100	242,300	148,800	(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	271,800	235,900	144,900
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	270,000	234,000	140,800	(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	265,900	227,800	137,100
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	260,900	225,600	133,700	(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	254,000	219,700	130,800
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	251,800	217,300	126,400	(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	245,200	211,600	123,100
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	244,700	209,000	119,400	(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	236,300	203,500	116,500
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	233,500	200,500	112,300	(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	227,400	195,200	109,300
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	224,400	191,900	105,200	(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	218,500	186,900	102,400
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	216,800	184,600	98,700	(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	211,100	179,700	96,100
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	209,300	177,300	92,300	(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	203,800	172,600	89,000
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	201,800	170,200	85,900	(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	196,500	165,700	83,600
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	194,100	163,100	80,900	(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	189,000	158,800	78,900
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	186,400	155,800	76,300	(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	181,500	151,700	74,200
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	178,900	148,700	71,600	(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	174,200	144,800	69,600
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	171,400	141,700	66,900	(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	166,900	138,000	65,100
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	163,900	134,700	62,300	(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	159,600	131,200	60,700
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	156,400	127,900	57,900	(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	152,300	124,500	56,400
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	148,900	121,200	53,400	(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	145,000	118,000	52,000